

第96回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第1日）

令和2年6月2日（火曜日）

出席議員 (14名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	岡 本 義 次
	9番	金 谷 英 志	10番	山 本 幹 雄
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	石 堂 基
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	中 石 嘉 勝	書 記	大 上 千 佳
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	浅 野 博 之	総 務 課 長	藤 木 卓
	企画防災課長	服 部 憲 靖	税 務 課 長	大 永 和 重
	住 民 課 長	山 田 裕 彦	健康福祉課長	福 本 秀 基
	高年介護課長	長 峰 忠 夫	農林振興課長	松 阪 鉄 矢
	農林振興課特命参事	衣 笠 俊 博	商工観光課長	真 岡 伯 好
	建 設 課 長	重 崎 勇 人	上下水道課長	梶 本 周 作
	上 月 支 所 長	高 見 浩 樹	南 光 支 所 長	竹 内 秀 夫
	三 日 月 支 所 長	服 部 吉 純	会 計 課 長	尾 崎 基 彦
	教 育 課 長	宇 多 雅 弘	生涯学習課長	安 東 文 裕
	〈備 考〉 午前出席…企画防災課長 上月支所長 南光支所長 三日月支所長 会計課長 13時33分まで出席…農林振興課長 農林振興課特命参事 商工観光課長 建設課長 上下水道課長 教育課長 生涯学習課長 ※午前出席・13時33分まで出席の課長は退席後委員会室で待機			
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期決定の件
- 日程第 3. 行政報告について
- 日程第 4. 報告第 1 号 令和元年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5. 報告第 2 号 兵庫県町土地開発公社の事業報告について
- 日程第 6. 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（R2.3.31 専決第 1 号））
- 日程第 7. 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例等の一部を改正する条例（R2.3.31 専決第 2 号））
- 日程第 8. 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例（R2.3.31 専決第 3 号））
- 日程第 9. 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（R2.3.31 専決第 4 号））
- 日程第 10. 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度佐用町一般会計補正予算 第 6 号（R2.3.31 専決第 5 号））
- 日程第 11. 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算 第 5 号（R2.3.31 専決第 6 号））
- 日程第 12. 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算 第 5 号（R2.3.31 専決第 7 号））
- 日程第 13. 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度佐用町介護保険特別会計補正予算 第 5 号（R2.3.31 専決第 8 号））
- 日程第 14. 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度佐用町朝霧園特別会計補正予算 第 4 号（R2.3.31 専決第 9 号））
- 日程第 15. 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算 第 5 号（R2.3.31 専決第 10 号））
- 日程第 16. 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 第 4 号（R2.3.31 専決第 11 号））
- 日程第 17. 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算 第 4 号（R2.3.31 専決第 12 号））
- 日程第 18. 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算 第 5 号（R2.3.31 専決第 13 号））
- 日程第 19. 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算 第 3 号（R2.3.31 専決第 14 号））
- 日程第 20. 承認第 15 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算 第 1 号（R2.3.31 専決第 15 号））
- 日程第 21. 承認第 16 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する条例（R2.4.30 専決第 16 号））
- 日程第 22. 承認第 17 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町手数料条例の一部を改正する条例（R2.5.14 専決第 17 号））
- 日程第 23. 議案第 64 号 財産の取得について（6.8 立米級回転板式パッカー車 2 台）
- 日程第 24. 議案第 65 号 財産の取得について（3 t 積級ローダーダンプ車 1 台）
- 日程第 25. 議案第 66 号 佐用町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26. 議案第 67 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について

- 日程第 27. 議案第 68 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
日程第 28. 議案第 69 号 佐用町立老人福祉施設条例の一部を改正する条例について
日程第 29. 議案第 70 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 30. 議案第 71 号 佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 31. 議案第 72 号 佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 32. 議案第 73 号 令和 2 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 33. 議案第 74 号 令和 2 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 34. 議案第 75 号 令和 2 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 35. 議案第 76 号 令和 2 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 36. 請願第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書採択の請願について
日程第 37. 委員会付託について
追加日程第 1. 発議第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書（案）
-

午前 09 時 30 分 開会

議長（石堂 基君） 皆さん、おはようございます。本日、ここに、第 96 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員並びに町当局の皆さんに、おそろいでご参集賜り、誠にありがとうございます。

開会に当たり一言、御挨拶を申し上げます。

6 月の声を聞き、コロナ感染の関係で言えば、兵庫県内の休業要請も解除になり、街では少しにぎわいが出てきたというふうな報道も見受けられます。

また、町内においては休校していました小中学校が再開となり、朝夕に子供たちが学校へ行きかう、これまでの姿、少し目にするような機会に触れました。

しかしながら、全国的に見ますと、こうした再開により学校とか、あるいは病院、再度また、集団感染が発生している事案もあります。こうした全国的な状況も加味しながら、今後さらに防止対策の観点から、町長をはじめ町当局の関係者の皆さん、そしてまた、議員各位、それぞれに生活習慣の中での徹底をお願いしたいところであります。

さて、今期定例会には、報告 2 件、条例の一部改正及び令和元年度補正予算の専決処分承認 17 件、条例改正、令和 2 年度一般会計補正予算などの議案 13 件、請願 1 件の合計 33 件が付議されております。

議員各位には慎重なご審議を賜り、これら諸案件につき、適切妥当な結論が得られますようお願いをし、開会の御挨拶とさせていただきます。

それでは、庵迺町長、挨拶をお願いします。

町長（庵迺典章君） 改めまして、おはようございます。早朝から御苦労さまです。

本当に 6 月に入りまして、今年は、雨が結構降りましたから、水を心配せずに田植えのほうも町内順調に進んでいるようです。虫もあちこち飛び交っておりますし、いよいよ季

節もこれから梅雨に入っていくのかなという感じがいたします。

新年度スタートして2カ月間、コロナウイルスのために緊急事態宣言も発令をされて、ほとんどの経済活動、また、いろんな事業、行事等が行えないと、そういう非常に停滞した形で2カ月間を過ごしてまいりました。

ようやく全国的には、この感染もだんだんと収束をしていく中で、5月末を待たずに、緊急事態宣言も解除をされて、事業者へ出されておりました自粛要請も全面解除されるという中で、先ほど、議長御挨拶のように、昨日から学校、小学校や中学校、高校も通学、登校が始まりました。

ただ、全国的には、北九州でも新たに、次々とクラスターが発生しているような状況ですし、このコロナウイルス自体は、当然、消えるということはないわけでありまして、ワクチンや治療薬が開発されれば通常のインフルエンザと同じような形で、一緒に、そういう自然の中にあるものとして、それを前提とした生活に戻って行けるわけですが、なかなかまだ、その治療薬のほうも完全なものが開発されるまでには時間がかかるということでもあります。

その間、できる限り感染予防に努めながら、やはり経済がこのまま停滞をしてしまうと、大変大きな痛手がコロナと同時に、それぞれの人々の生活に大きな被害が出ます。そのために、日常に少しでも段階的に戻していかなければならない、そういうステージに、これから入っていくということでもあります。

そうした自粛要請等も全面解除されても、なかなか、急にこの経済の活動というものが、簡単に戻るとは思いませんし、実際、まだまだ、そうした感染予防をするために、入場者を半分にしたり、ソーシャルディスタンスということで、人との間をとるとか、そういうことが要請されますので、私たちの心理としても、やはり外へ出て行く、また、いろんな活動をするに当たっても、大きな、また、プレッシャーがかかってきておりますので、簡単には、この経済活動も元に戻らない。そういう影響が続くだろうなど。これ長く続くだろうなという感じがいたします。

そういうことを踏まえた上で、国においても、いろんな経済対策が出されておりますけれども、まずは、現在、今、町民の皆さんにお届けするために事務を進めておりますけれども、定額給付金につきましても、2回目の振込を、今日行います。一気に申請がありましたから、なかなか、それを全部、事務的に処理するのには、当然、時間がかかります。今、防災無線で、放送でもさせていただいておりますけれども、申請いただいている分につきましても、大体、今月の16日、火曜日には、大体全て完了するだろうということでもあります。

それから、今議会に、また、補正予算として提案をさせていただきます地方創生臨時交付金、この財源を活用して、町としても、そうした、直接、一番影響のある方々に対しましての支援を打ち出して、政策を打ち出させていただいております。

あと国においても、その臨時交付金も、当初1兆円ということでしたけれども、まだ、国は決定しておりませんけれども、さらに、その倍の2兆円規模で臨時交付金を交付するということも聞き及んでおります。

そうした財源をもとに、できるだけスピード感を持って、そうした対策に当たっていきたいということを考えておりますので、まずは、今議会に提案をさせていただいております諸施策につきましても、十分審議をいただきまして、また、一緒にそうした支援に当たっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

この本議会につきましても、そうした補正予算と同時に令和元年度の最終の補正予算、専決させていただいておりますけれども…、それから、それぞれの諸案件、条例等の改正、そういうものを、案件を提案をさせていただいております。

それに加えて、追加案件といたしまして、先般、入札を執行させていただきました。それは、1つは、懸案の三日月支所の改造工事、これもかなり低額で落札することができました。三日月支所の改造工事、それから、上下水道課が担当しております大酒や久崎のろ過池の砂の入替え、これも大変また、規模の大きなものです。このろ過池の砂の入替え。

また、現在進めております朝霧園も、工事のほうも若干、ちょっと影響もあって遅れておりますけれども、8月の初旬には大体完成して、8月の中頃には竣工式典を簡単ですが、行いたいと思っております。そのために最終の工事の変更契約について、また、提案をさせていただきたいと思っております。

それから、マイクロバス、通学用の上月小学校のマイクロバス、これが古くなりましたので買換えになりますけれども…。それと、三日月分団の消防のポンプ車、こうした車両購入についてのご承認もいただきたいと思いますので、それぞれ、諸案件たくさんありますけれども、十分、ご審議いただきまして、適切な、また、結論をいただきますように、どうぞよろしくお願い申し上げます。御挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（石堂 基君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 96 回佐用町議会定例会を開会します。

今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、及び各支所長であります。

なお、新型コロナウイルス感染予防の観点から、当局側出席者の最小化をお願いし、課長等の途中入退場を許可しておりますので報告しておきます。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第 1．会議録署名議員の指名

議長（石堂 基君） 日程第 1 は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 121 条の規定により、議長より指名します。6 番、廣利一志議員。7 番、竹内日出夫議員。

以上の両議員にお願いします。

日程第 2．会期決定の件

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日 6 月 2 日から 6 月 19 日までの 18 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日 6 月 2 日から 6 月 19 日までの 18 日間と決定しました。

日程第 3．行政報告について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 3、行政報告に入ります。
町長から行政報告を受けます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、行政報告として 1 件、来年度の職員の採用予定について、ご報告を申し上げたいと思います。

令和 3 年度採用職員の募集については、今年度末、令和 2 年度末で退職者数が一般行政職 9 名、保育士 1 名、技能労務職、これはクリーンセンターの環境整備員でございますけれども、2 名の合計 12 名が退職する予定であります。

退職者に対しまして、あと採用につきましては、一般行政職を 9 名、保健師 1 名、保育士 1 名、合計 11 名の採用を予定したいと思っております。

一般では、職員の採用の面接等が解禁されて、そうした学生等の就職活動も始まっておりますけれども、町のほうの採用につきましては、例年どおり町村会で行います、この統一試験で学科試験を行って、あとまた、面接等を 2 次、3 次という形で行ってまいります。そういう予定でありますので、ぜひこうして町内、できれば佐用町出身なり、こちらで地元で生まれた町のために頑張ってくれる、そういう職員が少しでも多くあればというふうに願っておりますので、皆さん方におかれましても、そういう方々への声かけも、もしいらっしゃればしていただければということで、お願いしたいと思います。

職員の数につきましては、現在、正職員は 250 名という人数になっておりますけれども、1 名減って、249 名という形になります。

ただ、退職した職員も、ほとんどの職員は再任用という形で任用しておりますし、また、外郭団体への管理者等にも、これはどうしても必要な人材として送っておりますので、そういう形で、職員のそれぞれの採用人数を調整をさせていただいております。どうぞ、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

議長（石堂 基君） 以上で、行政報告は終わりました。

議長（石堂 基君） なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第 4．報告第 1 号 令和元年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（石堂 基君） それでは、日程第 4 に入ります。

日程第 4、報告第 1 号、令和元年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について、町長

より報告があります。

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 発言しておりますと、マスクしておると、ものすごく蒸せて、非常に暑くて、息苦しくなりますので、ここでは、ちょっと、マスクを取らせていただきたいと思います。どうぞ、ご了承いただきたいと思います。

それでは、ただ今、上程をいただきました報告第1号、令和元年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、繰越明許費の財源が確定をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

まず、一般会計につきましては、ため池耐震調査事業など6事業、繰越額合計2億8,717万4,000円でございます。財源内訳は、国県支出金2,029万2,000円、地方債2億5,370万円。その他特定財源は172万4,000円で、収入済額が154万円、未収入額が18万4,000円。一般財源は1,145万8,000円でございます。

簡易水道事業特別会計につきましては、上水道管渠移設工事の繰越額が863万4,000円。その財源内訳は、地方債250万円、その他特定財源606万3,000円、一般財源7万1,000円でございます。

特定環境保全公共下水道事業特別会計につきましては、特定環境保全公共下水道事業の繰越額が2億4,688万円。その財源内訳は、国県支出金1億3,173万5,000円、地方債1億1,490万円、一般財源24万5,000円でございます。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告申し上げます。

議長（石堂 基君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 一番上のため池でございますけれど、集落名と池の名前、何立米ぐらい貯水できるかというのと、それから、下の林業の治山ですね、これも、どこの地区の分であるか。

その下は、道路の分については、主な部分でよろしいですが、どこの集落で、何メートルぐらいの道路の改良やるとか、どういう橋梁の分をやるというやつを、ちょっと、説明をお願いいたします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 農林振興課長。

農林振興課長（松阪鉄矢君） まず、農林水産業費のうちのため池の、まず、名前と集落でございますけれども、ため池は3つございます。

集落ですけれども、長谷（後で訂正あり）の本谷池、金屋の赤谷池、力万の金谷池でございます。

流量言いますか、立米につきましては、ちょっと今のところ分かりません。

あと、その下の単独の補助治山事業でございますけれども、その点につきましては、円光寺のお店で言いますと都さんところの裏になります。

広さですけれども、16メートル掛ける6.5ぐらいで、約100平米の大きさでございます。以上です。

議長（石堂 基君） 建設課長。

建設課長（重崎勇人君） それでは、ご質問の道路維持事業でございますが、2件ございます。

長尾地区の町道の水路修繕工事。もう1件が、三日月地区の町道新宿中安線の舗装修繕工事でございます。

申し訳ありません。ちょっと、延長等の数字については、手元ございません。

次に道路改良工事でございますが、これにつきましては、西大畠地内の町道久木原線道路防災工事でございます。

もう1件が町道小山安川線、播磨徳久駅の横の道路改良工事となっております。

最後に橋梁につきましては、件数がたくさんございます。代表的なもので、全部で10橋ございます。橋梁、町道橋のヒジワ線、奥海の安本橋等でございます。

延長については、手元に資料がございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（石堂 基君） よろしいですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 農林振興課長。

農林振興課長（松阪鉄矢君） すみません。先ほどの回答の中で、本谷池を長谷と言ったんですかね。長尾ですね。本谷池、長尾です。

議長（石堂 基君） 訂正ですね。

農林振興課長（松阪鉄矢君） はい。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第5．報告第2号 兵庫県町土地開発公社の事業報告について

議長（石堂 基君） 続いて日程第5、報告第2号、兵庫県町土地開発公社の事業報告について、町長より報告があります。

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第2号、兵庫県町土

地開発公社の事業報告につきまして、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、ご報告申し上げます。

公社の令和元年度事業報告及び令和 2 年度事業計画につきましては、お配りしております、令和 2 年度事業報告書及び計算書のとおりでございます、この令和元年度の利用実績、また、令和 2 年度の利用計画はございません。

この土地開発公社につきまして、県内 12 町の今後の利用等についての予定についても、ほとんど、この利用をする予定はないというようなことが話合いの中で出ております。そのために、この土地開発公社と毎年こうして事業報告をさせていただいておりますけれども、県土地開発公社そのものが、もう存続していく必要性はないだろうということで、今、12 町の中で廃止についての話合いををさせていただいております。

それが決まれば、この土地開発公社、それぞれ幾らか出資をしているんですけれども、出資等を返還して、この解散をしていきたいということで考えておりますので、その結果、まだ、全ての町としての合意はできておりませんが、その点も含めて、ご報告をさせていただきます。以上でございます。

議長（石堂 基君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第 6．承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（R2.3.31 専決第 1 号））

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 6、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とします。

承認第 1 号について、当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） ただ今、上程をいただきました承認第 1 号、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令及び民法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、佐用町消防団員等公務災害補償条例の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、非常備消防団員や消防作業に従事した者等の補償基礎額の改正と民法の法定利率の改正に伴う障害補償年金等の前払一時金の支給停止期間の算定に用いる利率について改正を行うものでございます。

ご承認を賜りますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これから承認第1号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 参考資料でつけていただいている改正案のところで質問しますが、第3条の4で100分の5を法定利率に。また、次のページでも、第4条でも、そういう形で、先ほどの説明にあったように法定利率にすること、この変更に伴って、どういう影響が出てくるのか、その点、説明を加えてください。お願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 法定利率につきましては、かなり以前から100分の5ということで、決められてきておりましたが、最近の情勢では、そんなに高くない利率になっておりますので、このたびにつきましては、3%ということの設定になります。

ただ、以降、今後、3%に固定するわけではなく法定利率が変われば、それに伴って変更していくということで、そのたび、そのたびの、こうした変更をしなくていいような形の改正となっております。

議長（石堂 基君） よろしいですか。ほかにありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） はい、岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 3ページの第5条のところで、「事故発生日」ということで、(2)で、そういう障害の状態となった場合には、8,900円とする。ただし、その額が通常を超えておる場合は、1万4,200円を超えない範囲内でこれを増額した額とするということですが、この増額の分については、町長が承認ということによろしいんですね。

それと、最近、こういう事例が事実あったんかどうかも含めて、ちょっと説明お願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 最低額を8,900円ということに上がるということでございます。

で、後につきましては、その団員の階級及び勤務した年数によりまして増額がされます。

また、最近につきましては、佐用町においては、この年金等を支給した実績はございません。

議長（石堂 基君） よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第1号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第1号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第7．承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例等の一部を改正する条例（R2.3.31 専決第2号））

議長（石堂 基君） 続いて、日程第7、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。
承認第2号について、当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第2号、佐用町税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月31日に公布されたことに伴い、佐用町税条例等の一部を改正するものでございます。

今回の専決処分をいたしました主な内容につきましては、所有者不明土地に係る固定資産税の課題への対応として改正されたもので、所有者の情報の円滑な把握や課税の公平性の観点から措置を講じたものでございます。

詳細内容の1点目といたしましては、現に所有している者の申告の制度化でございます。登記簿上の所有者が死亡し相続登記がされるまでの間において、現に所有している者に対して、町の条例で定めることにおいて、氏名、住所等必要な事項を申告させることができる措置でございます。

2点目は、使用者を所有者とみなす制度の拡大として調査を尽くしても、なお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産台帳に登録し、固定資産税を課することができる措置でございます。

3点目はたばこの課税免除でございます。製造たばこについて輸出目的で行われる輸出業者の受け渡しや船舶又は航空機に船内用品、機内用品として積み込み消費されるたばこについては、たばこ税が免除される改正でございます。

以上、ご承認賜りますように、お願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。

これから承認第2号に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） ページ6710の54条の中で謳っておりますけれど、その人が亡くなったと。相続が、まだ、できていないと。使っておる場合は、その使っておる人に対して、課税かけるといふふうに謳われておるんですけど、相続についても兄弟とか相続する人が多くて、なかなか相続するまでに至らないと、そうして、ずっと放置しておると、そういうふうな場合は、どういうふうな格好になろうとするのでしょうか。そこらへんは、ちょっと、もうひとつ分かんないのや。

〔税務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 税務課長。

税務課長（大永和重君） 死亡された後に、相続権を持つ所有者について調査を行います。それでも、対象者が見つからない場合は、一応、その年については課税保留というふうな形で残しながら対応しております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） そのまま、相続できるまでは、そのまま放置して、ずっと、どう言うんかな、認めるんじゃないんやけれど、税金も、その人らもよう払うてないと。そして、そのまま放置されて、ずっと相続する人が兄弟とか、いろいろな関係でできていないと、そういう場合は、ずっとそのまま仕方ないというふうな感じか？

〔税務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 税務課長。

税務課長（大永和重君） 言われるとおり、調査は継続して行なうんですけども、見つからない限りは課税ができないということで、保留という形を取っております。

議長（石堂 基君） よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） 町長の説明のように、今回は、固定資産税について、使用者に対するみなし課税ということで、今、課長の説明にもあったんですけど、今現状で、佐用で、

その不明者、もう確定できないというのは、地目ごとに何件ぐらいあるのかということ。

それから、今回の法改正の地方税法の改正の中では、町長言われたような課税の公平性もあるんですけども、事務負担の軽減ということもあるんですけども、調査を尽くしても、なお、固定資産の所有者が一人も明らかにならない場合ということの規定ですから、調査を尽くしてもなお、事務のこれが軽減できるのかどうか、調査を尽くすという事務は、相変わらず残るのではないかなと思うんですけども、事務負担の軽減には、これが結びつくんでしょうか。

〔税務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 税務課長。

税務課長（大永和重君） 使用者の地目別というのは分からないんですけども、固定資産については、土地、それから家屋、償却合わせて課税するので、その所有者について調査を行うということになります。ですので、地目ごとに誰が相続が分からないか、相続権者が分からないかということは、この場では、ちょっと分かりません。

で、現在のところ、佐用町では、約 8,500 ぐらいの納税義務者がおりますけれども、現在のところ所有者が分からないというのは 19 件ございます。それについては、継続して調査を行っておりますけれども、どうしても、その相続権者が複数名おられる時に拒否をされるというふうなケースがあって、なかなか理解を求められないというふうなところもありますし、それから最近では、相続放棄というふうなことが、かなり広まっておりますので、調査をする途中の中で、そういう放棄の手続きが終わってしまうというふうな状況もありますけれども、現在のところ 19 件でとどまっているというところでございます。

それから、事務負担についてなんですけれども、例えば、固定資産の納税通知を行って通知したところ、宛名不明という形で返ってきます。そこから調査が始まるんですけども、戸籍を取って相続者が何人おるか。それぞれについて、いっぺんに渡すということができませんので、町内におられる方、近隣におられる方という長男と言いますか、出生した順番。それから、あんまり高齢であれば、話のできる方という方を選定して通知をしながらやっていくわけで、中には、長男がいるのに、なぜ私というふうな不服があったりするようなことがありますので、そのへんを説明しながら、徐々に確定していかなければならないということで、かなりの負担はございます。

議長（石堂 基君） よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 先ほど、質問のあった関係で、もう一度お尋ねしたいんですけど、使用者を所有者とみなす制度を拡充していくということで、先ほど、19 件、現在、佐用町の場合は具体的に件数があるということで、説明がありましたけれど、それらを、この条例に適用させていくという判断をしていく上でのシステムというか、チェック、どこで、職員の課の中で、判断されるんでしょうか。そのへんのありようは、どのように、これからなっていくんですか。お尋ねします。

〔税務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 税務課長。

税務課長（大永和重君） 使用者を納税義務者として取り扱うという場合については、例えば、家屋を使用しておるといふような場合。それから、土地を、そこを耕作しておると。実際の使用者と土地の登録者、登記名義が違うというところで、そこで登記名義者なり、相続人を確定しようとした時に出ないというふうなケースでございます。

佐用町の 19 件については、山だったり田んぼだったりというふうなのもありますので、使用者というのが、そこで確定できませんので、この分については継続して、従来どおり登記を調査するなりして、相続権者を探すという方法しかないので、このままとどまってしまうような形になります。

議長（石堂 基君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 19 件というのは山や田であって、先ほど言われた、使用者、いわゆる住宅など、使用している、明らかに、はっきりしている場合というのは、その 19 件の中には、今のところ入っていないんですか。どうなんですか。

議長（石堂 基君） 税務課長。

税務課長（大永和重君） 今のところ入っておりません。

議長（石堂 基君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 該当する人というのは、明らかになっているんですか。今から、そんなふうに調査するんですか。そのへんの現状もお伺いしたいです。

〔税務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 税務課長。

税務課長（大永和重君） その土地を、例えば、山でしたら、山を管理する人がおるといふような情報があれば、その人に通知をしてという形になりますけれども、この法律を使えばできるということで、今の段階では、使用者というのが見当たらないということで、現状のままという形になっております。

ただ、この法律を使えば、調査をして使用者があれば、その方に課税ができるという形

になります。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

〔山本君 挙手〕

議長（石堂 基君） はい、山本議員。

10 番（山本幹雄君） ちょっと、違うんかも分かんのですけれども、これはみなしいうことで、納税者が分からないのは、使用者いうふうになるけど、うちの集落の奥で、何回も、多分、うちの自治会長ら話しておると思うんですけれども、よう分からない土地があります。地番もあるかないか、よう分かんような土地があつたりするし、うちの集落としては、きちっとしてほしいという話が、何回か集落の中で話しとして出てきておるんですよ。そこらへんの、きちっと整理するとか、そういうことも含まれるんですか。このへん、どうなんかなと。聞きにくいことなんで、ちょっと、変な聞き方しよるけども。

〔税務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 税務課長。

税務課長（大永和重君） 土地の番地、それから、その番地がどこにあるかというふうなことについては、なかなか分からないところではございますけれども、現在、地籍調査が進んでおりますので、その中で確定する分。

それから、税務課としては、区画図というものを整備して、おおよその目安を、従来の字限図より分かるような方式で画面上は見えるというシステムを構築しましたので、そういうのを見ながら場所を確定していくという方法を考えております。

議長（石堂 基君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第2号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第2号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

日程第8．承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例（R2.3.31 専決第3号））

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 8、承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。
承認第 3 号について、当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第 3 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、世界中で感染が拡大しております新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いがあることで就労不能となり、給与等の支払が受けられなくなった方で、支給要件を満たす方に対して傷病手当金を支給するための改正でございます。

国民健康保険制度では、傷病手当金は条例で規定すれば支給することができる、いわゆる任意給付とされております。

3 月 10 日に出されました新型コロナウイルス感染症に関する対応策第 2 弾において、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村に対し、支給額全額について国が特例的な財政措置を行う」と記載されたことを受け、厚生労働省から国民健康保険についても傷病手当金の支給を検討するよう要請がありました。

この要請を受けて検討した結果、休みやすい環境を整備し、感染のさらなる拡大を防止するため、迅速に条例を改正して傷病手当金を支給するための条件整備をすることが必要と判断をいたしました。

このため、議会を招集する時間的余裕がございましたので、3 月 31 日に専決処分させていただき、1 月 1 日に遡及して適用をいたしております。

ご承認を賜りますように、お願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これから承認第 3 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 新型コロナが発生すればということで、こういう条例が設けられようとしておるんですけど、佐用においては、まだ、そういうことが、全然関係ないと言え、関係ないんですけど、この 6 条の中で新型インフルエンザ等対策特別措置法で、「コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症が疑われるときに限る」「そのの労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する」となっておるんですけど、ここらへんが、もうひとつピンとこんのやけれど、もうちょっと、噛み砕いて説明していただきたいと思います。

〔住民課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 住民課長。

住民課長（山田裕彦君） ただ今、ご質問がございました条例の改正の附則第6条部分でございます。

まず、新型コロナウイルスに、感染を自分がしたと、まず、3日間というのが待機期間がございます。だから、最初の3日については、この傷病手当金の支給の対象とはならないということでございます。

以降におきまして、例えば、土日が休みというような方でしたら、平日が勤務を要するいので、その日数に對しまして、傷病手当金が支給されるということになるということでございます。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） そしたら、そういう土日とか休みでしておる折には、これには該当せんというふうに解釈？

〔住民課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 住民課長。

住民課長（山田裕彦君） 今、おっしゃられたとおり、もともと勤務をしない日でございますので、その日については、支給されません。

議長（石堂 基君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 傷病手当金の感染症で、先ほど、適用になるのは、国保の中で給料をもらっている人というのか、そういう人の場合だけですけれど、いわゆる個人の事業主に対する支給なども、実際にやっている自治体も現れてきています。

それで、国保加入者の中で、平等を図るという観点から、そういう対応をされている自治体が生まれてきていますので、国の助成は、言われるように、ここに提案されている内容にはなっておりますけれど、それに上乗せする形の提案も考えていく必要があるのではないかと思うんですけれど、それらの財政としても地方創生臨時交付金なども、これに使えるというふうに示されておりますので、そこらへんの財源的なことも考えて、町の見解というか、お考えを伺いたいと思います。

〔住民課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 住民課長。

住民課長（山田裕彦君）　ただ今の質問でございますけれども、現状におきましては、佐用町におきまして、国民健康保険特別会計でございます。その財政運営の状況、そういう点も鑑みまして、国の財政支援を受けられる部分、この国が示しております条件に合致する分につきまして、今回は、傷病手当金を支給するという考えでおります。以上です。

議長（石堂　基君）　よろしいですか。

13 番（平岡きぬゑ君）　課長の見解聞きましたので、町長は見解ありますか。

〔町長　挙手〕

議長（石堂　基君）　町長。

町長（庵逄典章君）　今回、そういうような状況が生まれて、各自治体もいろいろな支援策を考えて、打ち出してきておるわけです。こうした国民健康保険における傷病手当金についても、その中の1つだと思います。

ただ、佐用町におきましては、幸い、まだ、そうした感染症が発生しておりませんし、対象者はいらっしゃいません。現在においては、とりあえず国の制度に基づいて、厚生労働省からの要請もあり、こうした条例改正を行いますけれども、今後、こういうことあつては困りますけれども、感染症が、かなり発生をして拡大をしていくというような状況が生まれれば、そうした対象者に対しまして、支援をしていくという、これはこうした傷病手当だけではなくて、いろんな形での施策が考えられるかと思ひますけれども、その1つとして、町独自に、そうした制度を設けて、それが今回でも1月1日に遡及して実施するという形になっておりますから、それは条例の中で、いつまでに遡及して対象とするということもできるわけですから、それは、スピード感を持って、臨機応変にやっていきたいと思ひます。

議長（石堂　基君）　よろしいですか。ほかに質疑はありますか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂　基君）　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第3号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第3号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願ひます。

〔賛成者　挙手〕

議長（石堂　基君）　挙手、全員です。よつて、承認第3号は、原案のとおり承認されました。

部を改正する条例（R2.3.31 専決第4号）

議長（石堂 基君） 続いて、日程第9、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

承認第4号について、当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第4号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得を改正したものでございます。

兵庫県では、全市町合意のもとに、将来的な保険料水準の統一を目指し、全市町が取り組むべき方向性を示した兵庫県国民健康保険運営方針を策定し、制度の安定運営と将来的な保険料水準の統一に向けて、各市町の国保運営の平準化を図っております。

そのため、「標準的な賦課限度額については、国民健康保険法施行令及び地方税法施行令で定める額とする」との方針に基づき、県下の市町のほとんどが同一金額に設定をいたしております。

また、低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについては、所得判定基準を拡充する納税者について有利となる改正であり、政令に準じた改正を行っております。

法律の施行日が4月1日とされたため、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、3月31日に専決処分させていただいたものでございます。

ご承認をいただきますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これから承認第4号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（石堂 基君） 小林議員。

5番（小林裕和君） 今、町長の説明で、兵庫県において、市町の合意でもって、保険料の水準の統一をしていくという話がありました。

これについて、改正の趣旨が、多分、今、説明されたのと同様だと思うんですけども、何年後ぐらいに、そういう統一を目指していくのかということを1点だけ伺いたいと思います。

〔住民課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 住民課長。

住民課長（山田裕彦君） 兵庫県内の税の水準の統一ということでございますけれども、現状

におきまして、各市町間で医療費等の水準の差異があるということで、そのへんの条件整備、状況を判断しながら、統一をしていくということになっております。

一応の目標としては、令和6年度という、その条件整備さえ整えれば6年度というようなことで、方針は出ておるところでございます。

〔小林君 挙手〕

議長（石堂 基君） 小林議員。

5 番（小林裕和君） さっき説明で、軽減措置の拡充という話がありました。まあまあ、簡単に具体的に、どういう拡充なのか。低所得者のための拡充ですけど。

〔住民課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 住民課長。

住民課長（山田裕彦君） 軽減措置の拡充ということでございます。国民健康保険そのものが、加入者の方が、低所得の方が加入される場合が多いというようなことで、その低所得者対策として、保険税の軽減措置が図られております。

で、所得に応じまして、国保税の均等割、1人当たりの課税と、それから平等割、これは1世帯当たりの課税ですけれども、これにつきまして、一定割合、7割、5割、2割の軽減をする内容となっております。

今回の改正につきましては、5割軽減の対象となる世帯の判定所得、これにつきまして、人数に乗ずる金額が、従前28万円だったものが28万5,000円に。それから、2割軽減の対象となる軽減判定所得につきましても、1人掛けます、乗じます金額が51万円から52万円にということで、判定の所得が引き上がったということで、対象者が拡大されるということが、今回の改正でございます。

議長（石堂 基君） よろしいですか。

〔小林君 挙手〕

議長（石堂 基君） 小林議員。

5 番（小林裕和君） 最後の1点。

今回の改正で、課税限度額が引き上げになっています。町内で、どのような影響があるのか。概略だけ教えていただければ。

〔住民課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 住民課長。

住民課長（山田裕彦君） 限度額の引き上げの影響でございますけれども、あくまでも試算ということで、昨年、令和元年度の税額算出に用いました所得でございますので、平成30年の所得をもとに、それに今年度、令和2年度に用います税率を使用しまして、今回の限度

額の引き上げによる影響額を算出をさせていただきましたところ、医療分と介護分が引き上げになっておるわけですが、これを合わせまして、対象、引上げになる世帯が約 27 世帯で、引き上がります額につきましては、約 58 万円という状況になります。以上でございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 今、課長から説明ありましたけれど、佐用に対象 27 世帯の 58 万円ぐらいが想定されると、説明あったんですけど、この金額が現行から改正が、若干、変わってきておりますけれど、この中で、ちょっと、もうひとつピンとこんのんは、総所得金額及び山林所得金額の合算が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につきと、こうなっておるでしょう。ここらへんについては、どんなんかな。世帯としておって、1 人につき 52 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者となっておるんやけれど、そこらへんについて、ちょっと、もう少し説明をしてほしいと思います。

〔住民課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 住民課長。

住民課長（山田裕彦君） ただ今、岡本義次議員がおっしゃいましたのが、軽減判定の金額のお話だと思うんですけども、これにつきまして、まず、世帯全体といいますか、被保険者ですね。例えば、世帯主が被保険者じゃない場合は、その世帯主は人数には入れるけれども、所得はカウントしないということになったりするんですけども、今回の改正につきましては、世帯の被保険者数ですので、加入していない世帯主は除きます。プラス特定同一世帯所得者と言いますのが、従来は国保に加入をしておられた方で、そのまま後期高齢に移行されて、そのまま同一世帯にとどまっておられる方なんですけれども、その方の人数もプラスして、先ほど言いました軽減判定の額、5 割軽減でしたら 28 万 5,000 円、これを掛けて、さらにもともとありました 33 万円を足した、この所得以下と。

ちょっと、なかなか分かりにくくて申し訳ないんですけども、言葉で言いますと、そういうことになります。よろしく願います。

議長（石堂 基君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 承認第 4 号、国民健康保険税条例の一部改正について、討論を行います。

今回の改正は、最高限度額を医療分で 61 万円から 63 万円に、介護分は 16 万円から 19 万円に、それぞれ引き上げる内容となっています。軽減措置もありますが、町として、住民の立場で国保税の引き下げや抑制の努力が求められるところであり、加西市では令和 2 年度から、子供の被保険者について、均等割を全額免除するという例もあります。佐用町でも、国保を住民への負担増ではなく、社会保障及び国保保険のための制度とするために国の補助金を増やす働きかけとともに、町の一般会計からの繰入れで住民の命と健康を守る制度にするべきことを指摘し、反対の討論とします。

議長（石堂 基君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（石堂 基君） 小林議員。

5 番（小林裕和君） 承認第 4 号に対して、承認することに賛成の立場で討論をさせていただきます。

本案件は、国民健康保険財政基盤の安定化を確保するために、資産割を削除し、所得割、均等割及び世帯平等割にすることは、3 月議会において審議し、可決したもので、それに基づくものであります。

医療費が、年々増加する傾向のある現状の中で、安定した、国民健康保険財政を運営する上では、応分の受益者負担を求めていくというのは、致し方ない考えだというふうに思います。

また、先ほど、説明でありましたように、連合会においても運営方針の中で、将来的な保険料水準の統一を令和 6 年を目指し、賦課限度額について、健康保険施行令及び地方税法施行令に定める額とするということで、全市町合意ができており、この方針に沿った改正であることから賛成といたします。

議長（石堂 基君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより承認第 4 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第 4 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、多数です。よって、承認第 4 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 10. 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度佐用町一般会計補正予算 第 6 号（R2.3.31 専決第 5 号））

日程第 11. 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算 第 5 号（R2.3.31 専決第 6 号））

日程第 12. 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算 第 5 号（R2.3.31 専決第 7 号））

日程第 13. 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度佐用町介護保険特

別会計補正予算 第5号（R2.3.31 専決第8号））

- 日程第14. 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度佐用町朝霧園特別会計補正予算 第4号（R2.3.31 専決第9号））
- 日程第15. 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算 第5号（R2.3.31 専決第10号））
- 日程第16. 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 第4号（R2.3.31 専決第11号））
- 日程第17. 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算 第4号（R2.3.31 専決第12号））
- 日程第18. 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算 第5号（R2.3.31 専決第13号））
- 日程第19. 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算 第3号（R2.3.31 専決第14号））
- 日程第20. 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算 第1号（R2.3.31 専決第15号））

議長（石堂 基君） 続いて、日程第10に入ります。

日程第10から日程第20までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、日程第10、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、令和元年度佐用町一般会計補正予算第6号から、日程第20、承認第15号、専決処分の承認を求めることについて、令和元年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第1号までの11件を、一括議題とします。

承認第5号から承認第15号について、当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました承認第5号から承認第15号、専決処分の承認を求めることについて、一括議題とされましたので順次ご説明を申し上げます。

まず承認第5号、令和元年度佐用町一般会計補正予算（第6号）でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,927万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ129億4,250万9,000円といたしております。

まず、歳入からご説明をいたします。

町税につきましては、125万5,000円の増額。町民税・固定資産税などそれぞれの税におきまして、収入見込み額に基づくものでございます。

地方譲与税につきましては、950万5,000円の増額。うち、地方揮発油譲与税は252万4,000円の減額、自動車重量譲与税は1,175万4,000円の増額でございます。

利子割交付金は、244万9,000円の減額。

配当割交付金は、266万8,000円の減額。

株式譲渡所得割交付金は、635万4,000円の減額。

地方消費税交付金は、781万4,000円の減額。

ゴルフ場利用税交付金は、668万7,000円の増額。

自動車取得税交付金は、296 万 3,000 円の減額。

環境性能割交付金は、903 万 3,000 円の減額。

地方特例交付金は、181 万 5,000 円の減額。

これら地方譲与税及び各種交付金につきましては、交付額決定に伴うものでございます。

地方交付税につきましては、9,380 万円の増額。令和元年度特別交付税の確定に伴うものでございます。

交通安全対策特別交付金は、76 万 6,000 円の減額。同じく、交付額の決定に伴うものでございます。

分担金及び負担金につきましては、708 万 7,000 円の増額でございます。うち、分担金は 57 万 7,000 円の増額。負担金は 651 万円の増額で、各種負担金の精算見込みに基づくものでございます。

使用料及び手数料につきましては、363 万 4,000 円の減額でございます。うち、使用料は 55 万 8,000 円の増額で、各種公共施設使用料など、実績見込みを計上いたしております。手数料は 419 万 2,000 円の減額で、窓口における諸証明手数料など、実績見込みに基づくものでございます。

国庫支出金につきましては、7,549 万 4,000 円の減額でございます。うち、国庫負担金、国庫補助金は、それぞれ 1,580 万 2,000 円、5,901 万 8,000 円の減額。国庫委託金は 67 万 4,000 円の減額。国庫支出金につきましては、民生費・土木費など、各事業費の精査によるものであります。

県支出金につきましては、3,453 万 8,000 円の減額。うち、県負担金、県補助金、委託金が、それぞれ 1,374 万 1,000 円、2,043 万 5,000 円、36 万 2,000 円の減額で、国庫支出金と同じく、各事業費の精査によるものでございます。

財産収入につきましては、301 万 1,000 円の増額。うち、財産運用収入、財産売払収入、それぞれ、100 万 2,000 円、200 万 9,000 円の増額でございます。

寄附金につきましては、160 万円の増額。

繰入金につきましては、184 万 8,000 円の増額でございます。特別会計繰入金は 34 万 8,000 円の増額。基金繰入金は 150 万円の増額で、災害復興基金から一般会計に繰り入れる予算措置をいたしております。

諸収入につきましては、426 万 5,000 円の増額でございます。うち、受託事業収入、貸付金元利収入は、それぞれ、55 万 1,000 円、9 万 4,000 円の増額でございます。雑入は、各収入の実績見込みを積み上げた結果、367 万 7,000 円の増額でございます。

町債につきましては、1 億 1,080 万円の減額で、それぞれ、充当事業の精査によるものでございます。

次に、歳出でございますが、各費目共通して、実績見込みに基づき、予算の精査を行っております。

それでは、歳出についてご説明をさせていただきます。

まず、議会費につきましては、103 万円の減額でございます。

総務費につきましては、8,056 万 4,000 円の減額。うち、総務管理費 7,704 万 5,000 円、徴税費 364 万 7,000 円、統計調査費 15 万 4,000 円、監査委員費 27 万円の減額でございます。

戸籍住民登録費は 55 万 2,000 円の増額で、マイナンバーカードに関連した事務委任の実績に基づくものでございます。

民生費につきましては、2 億 5,612 万 2,000 円の減額でございます。うち、社会福祉費は 1 億 9,251 万 9,000 円の減額で、国民健康保険特別会計繰出金や各事業の扶助費など、実績見込みに基づくものでございます。児童福祉費は 6,360 万 3,000 円の減額でございま

す。

衛生費につきましては、9,876 万円の減額でございます。うち、保健衛生費は、簡易水道事業特別会計繰出金の減などにより 8,341 万 1,000 円の減額。清掃費におきましても、1,534 万 9,000 円の減額でございます。

農林水産業費につきましては、4,065 万 8,000 円の減額。農業費及び林業費におきまして、各事業の実績見込みに基づいて、それぞれ 3,028 万 9,000 円、1,036 万 9,000 円の減額でございます。

商工費につきましても、676 万 3,000 円の減額でございます。

土木費につきましては、9,689 万 2,000 円の減額でございます。うち、土木管理費は、841 万 8,000 円の減額。道路橋梁費、河川費、都市計画費、下水道費、及び住宅費におきましても、各事業の実績見込みに基づき、それぞれ 3,405 万 9,000 円、199 万 5,000 円、5 万 4,000 円、4,764 万 9,000 円、471 万 7,000 円の減額となっております。

消防費につきましては、1,529 万 2,000 円の減額でございます。

教育費につきましては、6,938 万 4,000 円の減額でございます。教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費及び保健体育費の各項全て、事業の精査により、それぞれ 243 万円、1,681 万円、1,067 万 2,000 円、2,204 万 5,000 円、1,742 万 7,000 円の減額となっております。

災害復旧費につきましては、692 万 6,000 円の減額でございます。

公債費につきましては、2 億 3,068 万 4,000 円の増額でございます。繰上償還の原資として、元金を 2 億 3,976 万 9,000 円増額いたしております。

諸支出金につきましては、3 億 1,243 万 7,000 円を増額。基金費におきましても、災害復興基金の任意積立を予算措置をいたしております。

次に、繰越明許費の補正でございますが、第 2 表、繰越明許費補正によりまして、説明をさせていただきます。

さよう文化情報センター自主事業におきまして、令和 2 年 3 月 22 日に開催を予定をしておりました歌手丘みどりさんのコンサートが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期したことに伴い、357 万 5,000 円の予算を繰り越すものでございます。

以上で、佐用町一般会計補正予算（第 6 号）の提案の説明させていただきます。

次に、承認第 6 号、令和元年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 7,917 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 20 億 8,893 万 9,000 円に改めるものでございます。

それでは、歳入からご説明をいたします。

国民健康保険税につきましては、545 万円の増額でございます。うち、一般被保険者国民健康保険税 544 万 1,000 円の増額、退職被保険者等国民健康保険税 9,000 円の増額。それぞれ実績見込みによるものでございます。

一部負担金につきましては、4,000 円の皆減。

使用料及び手数料につきましては、手数料 2 万 5,000 円の減額で、実績見込みによるものでございます。

県支出金につきましては、2,572 万 1,000 円の減額で、交付決定額に基づくものでございます。

繰入金につきましては、精算見込みによりまして他会計繰入金 6,050 万 5,000 円の減額でございます。

諸収入につきましては、163 万の増額。うち、延滞金、加算金及び過料、受託収入、雑入におきまして、それぞれ 46 万 7,000 円、22 万 4,000 円、93 万 9,000 円の増額で、実績見

込みによるものでございます。

次に、歳出についてご説明をさせていただきます。

総務費につきましては159万8,000円の減額で、事業運営に係る事務費等の実績見込みに基づき、総務管理費144万2,000円、徴税費15万4,000円、趣旨普及費2,000円、それぞれ減額をいたしております。

保険給付費につきましては、3,841万3,000円の減額で、給付実績の見込みによるものでございます。うち、療養諸費3,008万円、高額療養費600万8,000円、移送費2万円、出産育児諸費168万1,000円、葬祭諸費60万円、結核医療付加金2万4,000円をそれぞれ減額をいたしております。

保健事業費につきましては、161万7,000円の減額で、実績見込みによるものでございます。うち、特定健康診査等事業費136万8,000円、保健事業費24万9,000円をそれぞれ減額いたしております。

基金積立金につきましては、国民健康保険の安定的な財政運営を図るため準備基金積立金397万7,000円を増額して積立てをするものでございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金におきまして152万4,000円の減額でございます。

予備費につきましては、4,000万円の皆減でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第7号、令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,784万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,354万7,000円に、改めるものでございます。

それでは、歳入からご説明をさせていただきます。

後期高齢者医療保険料につきましては、615万9,000円の減額で、保険料の実績見込みによるものでございます。

使用料及び手数料につきましては、1万3,000円を増額で、督促手数料でございます。

県広域連合支出金につきましては、交付決定額に基づき22万7,000円を増額でございます。

寄附金につきましては、1,000円の皆減でございます。

繰入金につきましては、精算見込みによりまして、他会計繰入金1,168万円の減額でございます。

諸収入につきましては、24万5,000円の減額。うち、延滞金、加算金及び過料、償還金及び還付加算金、雑入におきまして、それぞれ2,000円、24万2,000円、1,000円の減額で、実績見込みによるものであります。

次に、歳出について、説明させていただきます。

総務費につきましては、総務管理費24万3,000円の減額で、実績見込みによるものであります。

保健事業費につきましても、60万1,000円の減額。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、納付額の確定によりまして1,665万9,000円の減額でございます。

諸支出金につきましては、24万2,000円の減額。償還金及び還付加算金におきまして24万1,000円を減額し、繰出金については1,000円の皆減であります。

予備費につきましては、10万円を皆減をいたしております。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第8号、令和元年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第5号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,044万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億4,767万7,000円に、サービス事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ12万8,000円を増額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ462万8,000円に改めるものでございます。

まず、事業勘定の歳入から説明をいたします。

保険料につきましては、介護保険料におきまして101万7,000円を増額で、実績見込みに基づく計上でございます。

分担金及び負担金につきましては、負担金8,000円を増額、認定審査会受託金でございます。

使用料及び手数料につきましては、手数料4万5,000円を増額、督促手数料でございます。

国庫支出金につきましては、1,914万円の減額であります。うち、国庫負担金におきましては、過年度分の予算整理で、1,000円を減額。国庫補助金におきましては、調整交付金などの予算整理で、1,913万9,000円の減額でございます。

支払基金交付金につきましては、過年度分の予算整理で、2,000円を減額いたしております。

県支出金におきましては、3,000円の減額。うち、県負担金が1,000円の減額、県補助金が2,000円の減額、それぞれの予算の整理でございます。

繰入金につきましては、精算見込みによりまして、一般会計繰入金1,118万1,000円の減額であります。

諸収入におきましては、119万円の減額であります。うち、延滞金、加算金及び過料におきましては、2,000円の予算を皆減しております。

雑入におきましては、118万8,000円の減額で、実績見込みによるものであります。

次に、事業勘定の歳出でございますが、総務費につきましては、248万2,000円の減額でございます。うち、総務管理費におきましては65万4,000円の減額。介護認定審査会費におきましては182万8,000円の減額、それぞれ実績見込みに基づくものでございます。

保険給付費につきましては、6,393万2,000円の減額でございます。うち、介護サービス等諸費が5,676万7,000円、介護予防サービス等諸費が470万1,000円、その他諸費が3万5,000円、高額介護サービス等費が96万円、特定入所者介護サービス等費が142万4,000円、高額医療合算介護サービス等費が4万5,000円、それぞれ実績見込みによる減額をいたしております。

地域支援事業費につきましては、558万7,000円の減額でございます。うち、介護予防・生活支援サービス事業費が213万2,000円、一般介護予防事業費が112万円、包括的支援事業費が34万3,000円、任意事業費が199万2,000円、実績見込みによりまして、それぞれ減額をいたしております。

基金積立金につきましては、4,177万2,000円を増額で、介護給付費準備基金積立金の追加計上でございます。

諸支出金につきましては、21万7,000円を減額、償還金及び還付加算金等の精算見込みに基づくものでございます。

続いて、サービス事業勘定について、ご説明を申し上げます。

歳入でございますが、サービス収入につきましては、12万8,000円を増額、予防給付費収入が14万5,000円を増額、介護予防・日常生活支援総合事業費収入が1万7,000円の減額、それぞれ実績見込みによるものであります。

次に、歳出でございますが、サービス事業費につきまして 22 万 1,000 円の減額で、居宅サービス事業費、及び介護予防・日常生活支援総合事業費の実績見込みでございます。

諸支出金につきましては、一般会計への繰出金を精算見込みによりまして 34 万 9,000 円を増額いたしております。

以上で、佐用町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 9 号、令和元年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 707 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 282 万 8,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をいたします。

事業収入につきましては、26 万 4,000 円の増額。内容は、生活扶助費及び施設事務費の精算見込みによる増額でございます。

寄附金につきましては、5,000 円の増額であります。

繰入金につきましては、一般会計繰入金を精算見込みによりまして、731 万 5,000 円の減額でございます。

諸収入につきましては、2 万 9,000 円の減額でございます。

次に、歳出でございますが、民生費におきまして、703 万 5,000 円の減額であります。老人ホーム費におきまして、管理運営費の予算整理を行っております。

予備費につきましては、4 万円の減額。不用額の整理でございます。

以上で、佐用町朝霧園特別会計補正予算（第 4 号）の提案説明とさせていただきます。

次に、承認第 10 号、令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,043 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5 億 3,518 万 2,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をいたします。

分担金及び負担金につきましては、負担金 435 万 3,000 円の減額で、実績見込みによるものでございます。

使用料及び手数料につきましては、147 万 8,000 円の増額で、うち、使用料 150 万 3,000 円の増額、手数料 2 万 5,000 円の減額で、精算見込みによるものであります。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 4,392 万 6,000 円の減額で、精算見込みによるものであります。

諸収入につきましては、雑入 43 万 6,000 円の減額で、水道管移設補償費の精算見込みによるものであります。

町債につきましては、簡易水道事業債 320 万円の減額で、精算見込みによるものでございます。

次に歳出でございますが、簡易水道事業費につきましては、3,853 万 7,000 円の減額でございます。うち、管理費におきまして、2,736 万 4,000 円の減額で、主なものは各水道施設の修繕料や電気料など維持管理経費の精算見込みによるものであります。建設改良費におきましては、1,117 万 3,000 円の減額で、委託料、工事請負費等の精算見込みによるものであります。

公債費におきましては、1,180 万円の減額で、元利償還金の変動によるものでございます。

最後に、予備費につきましては、10 万円を減額いたしております。

以上で、佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の提案の説明とさせていただきます。

きます。

次に、承認第 11 号、令和元年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 4,239 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 12 億 2,059 万 2,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

分担金及び負担金につきましては、負担金 132 万 5,000 円の増額で、実績見込みによるものであります。

使用料及び手数料につきましては、412 万 6,000 円の増額で、使用料 328 万 1,000 円、手数料 84 万 5,000 円の増額で、それぞれ精算見込みによるものであります。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 4,764 万 9,000 円の減額で、精算見込みによるものであります。

町債につきましては、公共下水道事業債 20 万円の減額で、精算見込みによるものでございます。

次に、歳出でございますが、公共下水道事業費につきましては、4,159 万 6,000 円の減額でございます。うち、管理費におきましては 3,421 万 5,000 円の減額で、各施設の維持管理に係る電気料及び委託料、工事請負費等の精算見込みによるものでございます。事業費におきましては 738 万 1,000 円の減額で、建設改良費に係る委託料及び工事請負費の精算見込みによるものでございます。

公債費におきましては、70 万 2,000 円の減額で町債償還利子の支払い見込みによるものでございます。

最後に、予備費につきまして 10 万円は、皆減、減額いたしております。

以上で、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 12 号、令和元年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,796 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 1,826 万 1,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をいたします。

分担金及び負担金につきましては、2 万 3,000 円の増額で、加入工事負担金の実績見込みによるものでございます。

使用料及び手数料につきましては、16 万 8,000 円の減額で、使用料等の精算見込みによるものであります。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 1,774 万 4,000 円の減額で、精算見込みによるものでございます。

諸収入につきましては、雑入 7 万 5,000 円を減額いたしております。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費につきましては、1,796 万 4,000 円の減額でございます。うち、浄化槽管理費におきましては 891 万 6,000 円の減額で、維持管理に係る修繕料及び浄化槽管理委託料、消費税の精算見込みによるものでございます。農業集落排水施設管理費におきましては、707 万 1,000 円の減額で、各施設の維持管理に係る需用費及び委託料、工事請負費等の精算見込みによるものでございます。農業集落排水施設事業費におきましては、委託料 197 万 7,000 円を減額いたしております。

以上で、佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 4 号）の提案説明とさせていただきます。

次に、承認第 13 号、令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 5 号）

について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 205 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 1,045 万円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をいたします。

使用料及び手数料につきましては、使用料 68 万 2,000 円の減額でグループロジック使用料 67 万 5,000 円の減額が主なものでございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 26 万 6,000 円の減額でございます。

諸収入につきましては、雑入 110 万 2,000 円の減額で、ロジック使用料 52 万 2,000 円の減額が主なものでございます。

次に、歳出についてでございますが、教育費につきましては 205 万円の減額でございます。うち、社会教育費の社会教育総務費において 32 万 7,000 円の減額でございます。グループロジック運営費におきましては、86 万 4,000 円の減額で、需用費 70 万 7,000 円の減額が主なものでございます。天文台公園運営費におきましては、85 万 9,000 円の減額で、委託料 22 万 8,000 円の減額と工事請負費 38 万 9,000 円の減額が主なものでございます。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 5 号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 14 号、令和元年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 3 号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,364 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 2,066 万 5,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明いたします。

笹ヶ丘荘事業収入につきましては、1,561 万 1,000 円の減額で、笹ヶ丘荘管理運営に伴う収入のうち、宿泊料をはじめ、食事料、食堂売上料、その他の使用料が減額となったことによる、事業収入の減額でございます。

繰入金につきましては、162 万 2,000 円の増額で、笹ヶ丘荘管理運営の精算見込みに基づく、一般会計繰入金の増額でございます。

諸収入につきましては、34 万 8,000 円の増額で、雑入の増額によるものでございます。次に歳出でございます。

笹ヶ丘荘費につきましては、1,364 万 1,000 円の減額で、全額が笹ヶ丘荘管理運営費で、それぞれ各節ごとの費用を精査し、主には賃金・需用費・役務費・委託料などを減額をいたしております。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 3 号）の提案説明とさせていただきます。

次に、承認第 15 号、佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）にいて、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 2,225 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 43 万 6,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明させていただきます。

財産収入におきましては、2,215 万 2,000 円の減額で、これは、広山団地 1 区画、茶屋区画 2 区画、下徳久区画 1 区画の合計 4 区画が売却できなかったことによるものです。

繰入金につきましては、1,000 円の減額で宅地造成基金繰入金を皆減いたしております。

繰越金におきましては 9 万 8,000 円の減額で、前年度繰越金を計上いたしております。

諸収入につきましては、1,000 円の減額で雑入を皆減をいたしております。

次に歳出でございますが、宅地造成費につきましては、2,252 万 2,000 円の減額で、それぞれ各節ごとの費用を精査したところ、需用費、積立金を減額いたしております。

以上で、佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）の提案の説明とさせていただきます。

きます。

以上、承認第5号から承認第15号まで、それぞれ専決処分の承認につきまして、提案説明をさせていただきましたが、ご審議をいただきまして、ご承認いただきますように、よろしくお願い申し上げて、説明を終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。
お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開を11時25分とします。

午前11時08分 休憩

午前11時23分 再開

議長（石堂 基君） 若干、早いんですけれども、休憩を解き、会議を再開します。
ただ今議題にしております承認第5号から承認第15号までについては、本日即決とします。
順次、質疑、討論、採決を行います。
それでは、日程第10、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、令和元年度佐用町一般会計補正予算（第6号）に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 9ページ、町民の個人の分が…ああ、法人やね、11万2,000円。それから、固定資産税が57万7,000円。それから、軽自動車6万2,000円。これ、ええ方向なんですけれど、町民税の個人が三角の72万7,000円。ここらへんについては、どんなだったのかなと思って。
ほかは、ええ方向なのに、これだけ、ちょっと三角で進まなかったというのは、どういう要因があったのかな。

〔税務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 税務課長。

税務課長（大永和重君） その分析は、まだ、ちょっとしておりませんので、ここで、申し上げることはできないんですけれども、また、決算委員会の時に報告させていただくということでご了承いただきたいと思いますが、町民税については、マイナス。それから、固定資産については、土地家屋が増で、償却資産がマイナスになっておりますけれども、これにつきましては、固定資産については、税が土地のところに一度入るということで、それを按分しなければならないということで、その按分をする時に、平成30年度のデータを見てしまったということで、按分の割合が変わってしまったために、こういった形になってお

ります。

軽自動車については、登録の状況なので、見込みが少し、環境性能割の法改正の影響が何かで変ってしまったということで、減額になっております。以上です。

議長（石堂 基君） よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） そしたら、11 ページ、27 款、15 項、10 目、子ども・子育て支援臨時交付金、これ 427 万 2,000 円少なくなっておるんやけど、これらについては、前もって調べとったら、どうしてこないに三角になっておるんかな思ったりして。そこらへんは、どんなんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） これにつきましては、昨年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴います保育料の分でございます、その分、国のこの減額分になった分を地方臨時交付金でみていただいているというものでございます。

3 歳から 5 歳までの園児なんで、若干、年度途中異動等もあります。その関係と、それから、もう 1 点、ゼロから 2 歳児につきましては、住民税の非課税世帯、こういう方が対象になりまして、これにつきましては、前年度所得が確定しないと人数が把握できないという部分がありましたので、当初予算案からしますと、実績で 427 万 2,000 円の減額という形になってございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） そこらへん、不覚的要素があって、こういうふうになったということでございますけれど、18 ページの 25 節の児童福祉費補助金、これについても 87 万 7,000 円少なくなっておるけれど、それも同じような要因ということでいいんですか。

議長（石堂 基君） 質問箇所が分からないですか。

健康福祉課長（福本秀基君） すみません。何ペーシ。

8 番（岡本義次君） 18 ページの 25 節の児童福祉補助金の中で、子ども・子育て支援交付金が 200 万円ほど少なく出てるでしょう。これについて、どうだったんかということ。今のような解釈でええんかという。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） こちらのほうは、子ども・子育て支援交付金と言いまして、先ほどの保育料、保育園の分だけではございません。

13事業の子ども・子育て支援事業というのがございまして、例えば、赤ちゃん訪問事業ですとか、それから、養育支援の訪問ですとか、それから、子供を一時的に預かりますショートステイ事業ですとか、そんないろんな13事業がありまして、その全ての実績が、見込みよりか若干減ったということで、今回、200万円の減額をさせていただいておりますので、先ほどの保育園の無償化とは、直接は関係はございません。

議長（石堂 基君） よろしいですか。
ほかに質疑ありませんか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） 36ページの民生費の中で、負担金補助及び交付金の中で、プレミアム付商品券事業費、これについては、当初が800万円。それで、9月補正で1,655万円。それで、3月補正では、減額の655万円。それで、今回の補正では390万円の減額ということで、お聞きしたいのは、配布状況と、それから、商工業者への効果は、どういうふうに見ておられるか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） 失礼します。

そしたら、こちらのほう、実績のほうの若干説明させていただきたいと思います。

当初、プレミアム付商品券、昨年度、消費税、地方消費税の引き上げに伴いまして、住民税非課税世帯の方ですとか、3歳未満の子育てされている方、その方々に、そういったプレミアム付商品券を配布させていただくという事業でございます。

で、当初、対象見込として上げておりましたのが、住民税非課税世帯の方が3,810人で、子育て世帯の方が289人で、合計しまして4,099人を見込んでおりました。

子育て世帯の方は申請要らないんですが、非課税世帯の方につきましては、申請書を送らせていただいて、そこから申請をしていただくという事務処理がございました。

そういった事務を経まして、非課税世帯の方で購入券の引き換え、申し込みがありましたのが、1,283名。それから、子育て世帯は申請要りませんので、先ほど言いました対象者289名。ですので、合計しまして、購入券を、引換券を交付しましたのが1,572人。対象見込み数からしますと38.4%の方に、購入引換券のほうを交付させていただいております。

先ほど、予算につきましては、途中、補正予算、幾らかさせていただいて、最終的な、今、実績額に合わせた予算になっておりますが、内訳といたしましては、システムを導入しましたので、そのお金が459万8,000円。それから、先ほど言いました申請書受付する

のに、これ業者のほうに委託をいたしましたので、その委託費が 418 万円。それから、商工会さんのほうに、商品券の販売を委託させていただきました。その委託料が 225 万 7,851 円。それから、事務費ですけれども、申請書等の郵送料ですね、こちらのほうが 38 万 8,781 円。

あと、商品券にプレミアムが 25%分のお得なプレミアムが付いておりますので、そこに対して、国から補助金が出ております。その分が 605 万 9,000 円で、合計いたしまして、1,748 万 3,632 円。これが実績額ですけれども、補助金といたしましては、1,000 円以下は切り捨てておりますので、1,748 万 3,000 円が、今回のプレミアム付商品券にかかります事業費、それから、事務費の補助金でございます。以上です。

議長（石堂 基君） よろしいですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 今回の商品券の効果ということについて、お答えさせていただきますが、先ほど、健康福祉課長のほうからも説明がありましたとおり、金額的には、これ最終的にプレミアム額が 600 万円。販売額で 2,400 万円余りというぐらいの総数で 3,000 万円を若干超える規模の事業という形で、これ落ち着いてまいりましたので、際だつての効果というところは、今のところ商工会のほうからは聞いてございませんけれども、とりまとめの最中でございます。ただ今からコロナウイルスの関係で、ちょっと別の事業のほうを、先、先行して走らせたりした関係で、そこまでの、この今回のこの福祉給付のプレミアム付商品券についての取扱店からの結果というのは、正式に、まだ、商工会のほうからは伺っておりませんので、これにつきましては、近日中に、また、とりまとめをさせていただきますというふうに考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 非課税世帯については、全体で 38.4%の引換券の交付ということで、すけれども、非課税世帯に限って言えば、引き換え、配布が、率が低いと思うんですけれども、消費税 10%で、これを低所得者に対して消費喚起しましょうということで、国のほうがやりましたけれども、この引換券の非課税世帯の配布の率が低いというのは、どういうふうに、課長見ておられますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） 住民税非課税世帯の方は、先ほど申しましたように、申請というのが必要になってきますので、やはり手続きが、やっぱり、いろいろ考え方があると思うんですけれども、手続きが面倒であるとか…ところあるんじゃないかなと思います。

それから、今回は、商品券を買うのに、最大で 2 万円。2 万 5,000 円分の商品券が買え

るんですけれども、お金を用意して、個人の方で、まず買っていただかなきゃいけないということもありますので、やはり、なかなか低所得者の方については、そういう購入費用の工面等が難しいんじゃないかなったのかなというふうなことを、2点のほうを評価と言うんですか、分析のほうをさせていただいております。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 歳出の 46 ページからある衛生費の関係でお伺いしたいんですけれども、衛生費全体として補正額 9,876 万円の減額ということで、説明では簡易水道事業特別会計の繰出金が主なものという説明なんですけど、それ以外で、いわゆる予防費の中での減額、大きいのが予防接種委託料、それから、郡医師会への委託料などがあると思います。

また、さらに衛生費の中の 23 目、歯科衛生費で 233 万 4,000 円というふうなものが、特徴があるかと思うんですけれども、そこらへん、説明、これが通常、こういう最終的な決算では、こういう状態になるというものなのか、特別な何か要因があるのか、そのへん、説明をお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） 予防費、衛生費全体なんですけれども、ここに列記しておりますとおおり、今回、それぞれ、令和元年度の事業の実績に基づいて、それぞれ精査をさせていただいた中で、減額等させていただいております。

で、先ほど、おっしゃいました医師会への委託料が、これは、前立腺がんとか子宮がん、肺がん検診の委託をさせていただいておるんですけれども、これは、町内の佐用共立病院さん、佐用中央病院さんのほうに委託をさせていただいて実施しておるんですが、実績は、思ったより実施数が少なかったという形で減額のほうをさせていただいております。

それから、歯科衛生費でございますが、こちらにつきまして、一番大きなものは報酬の歯科医師の報酬の減額 159 万円になるかと思いますが、こちらは、歯科医師の方に、委嘱しておるんですけれども、今は、南光歯科保健センターの訪問診療のみをやっておりますので、その訪問診療の実績に合わせて、先生のほうに出勤させていただいております。その日数が 12 日間で半日 3 万円の報酬を出させていただいておりますので、36 万円の支出見込になったということで、予算から 159 万円のほうを減額させていただいております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 歯科衛生費の中の医師への報酬について減額は、いわゆる訪問診療の実績に合わせたということなんですけれども、極端に減額、医師の都合ではなくて、こ

れは、診療する対象者に合わせた結果だということだと思うんですけど、そこらへんは、対象者が極端に予定よりも少ないんですか。そこらへんの実態として、必要な人が、ちゃんと訪問診療を受けられるような形に充実すべきだと、私、思うんですけど、そのへんは、担当としては、どんなふうな、とらまえ方というか、この予算執行を受けて、状況も含めて、説明、お願いできますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） 訪問診療につきましては、以前から南光歯科保健センターに行って利用されている利用者の方を、町内の歯科医療機関のほうに移行していただいたという形で、そういう推進のほうを、推進といいますか、そういう形で、順次移行のほうをさせていただいておるということと、当然、歯科センターを希望されている方もいらっしゃいますので、その方につきましては、そういった利用制限をかけているわけでも、何でもありません。利用希望に応じて、その方に対しての訪問診療のほうは実施させていただいております。

ただ、年度末になりますと、やはりコロナの関係もあるかもしれませんが、ほぼ診療は、後半なかったというところも含めて、実績が減ったということでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 一般の歯医者さんも、いわゆる先ほど、答弁があったように、コロナの影響で診療を控えるという人が、全国的にですけど多かったということで、大変な状況があるというのは、報道でも聞いているところなんですけれど、特に、その影響もあるでしょうけれども、歯科の必要とする人たちについて、実態調査もした結果、診療所に行ける人だけではなくて、家族が付添いであったり、いろいろ、そういう実態について、行政として、寝たきりの人とか、それに近い人なんかが、もっとさらに症状が悪化しないように、そういうことをしていく、予防の立場からの対応というのは、私は、大事だと思っているんですけど、そういうとらまえ方で、今後もやっていかれるのか、減額していくんだから、尻すばみ的な扱いという形になっていくのか。そこらへんも大事なところだと思うので、聞きたいところなんですけれど。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） 今、人数何人か、ちょっと、今、手元に持っておりませんが、利用されている、希望されている方につきましては、さっきも言いましたように、制限かけているわけではありません。全て、必要な訪問につきましては、先生のほうで訪問診療をしていただいております。

予算のほうが尻すばみいう形にはなりましたが、これはあくまでも、今現時点での実績、利用者数に応じての実績額になっておりますので、当初予算より少なくなったとい

う現状でございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 21 ページ、財産売却収入、土地の売却 109 万 6,000 円。この場所。そして、地目。そして、全体の面積と平米当たり何ぼで売れましたかいうのと、それから、20 節の立木 82 万 9,000 円、これについての説明をお願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（藤木 卓君） 私のほうからは、土地売却代金についてお答えをさせていただきます。

これは山王住宅の中といたしますか、一画にある土地でございます、宅地 81.71 平米を 150 万円で売却しておりますので、単価は、ちょっと出しておりませんが、それで計算をしていただいたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

8 番（岡本義次君） 立木は？

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 農林振興課長。

農林振興課長（松阪鉄矢君） 立木の売却代金ということでございますけれども、こちらのほう、正確な面積出しておりませんが、1 町当たり売買された方につきまして、2 万 5,000 円お支払いするという形でございます。

精算したものが、この金額になっていると。

8 番（岡本義次君） 場所。

農林振興課長（松阪鉄矢君） 場所は、三日月地区と、金屋になります。

議長（石堂 基君） よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） それから、22 ページの 15 節の滞納処分ところで、17 万 9,000 円少なくなったということ、1 万 6,000 円ね。

それと、関連しておるのかどうか、ちょっと分かんないんですけど、33 ページに、委託料 13 節、そこで滞納処分作業委託料三角 16 万 5,000 円。そして、鑑定評価が 47 万 9,000 円少なくなっておりますけれど、どういうものを鑑定評価して、何件ぐらいあったんかということについて、お尋ねします。

〔税務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 税務課長。

税務課長（大永和重君） 滞納処分実費徴収金というのは、例えば、車を差押えた時に、それを移動しなければならないという、そういう費用でございます。

滞納処分鑑定委託料については、Yahoo!オークションで公売する時に、今回、絵画とかいうものを差押えしましたので、それが幾らぐらいになるのかということが、私たちでは到底できないので、それは委託しまして、おおよその評価額を出してもらったという分の費用でございます。以上です。（昼食休憩後訂正あり）

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 実績としては、それ 1 件だけ。車の移転させたいうんが 1 万 6,000 円の分と、そのこの委託の 33 ページの分についても、実績としては。

〔税務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 税務課長。

税務課長（大永和重君） 車については 1 件、それから、絵画については、ちょっと正確な数字は分かりませんが、5 点ほどあったかのように思います。（昼食休憩後訂正あり）

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 52 ページから始まる農林水産業費の中でお尋ねしたいんですけど、53 ページにある自然観察村運営費で補正予算で減額が出ています。

その中で、いわゆる臨時職員の賃金が減額になっておりますが、歳入ではキャンプ場の使用料のということで、13 ページの歳入のところで 451 万 9,000 円というふうに使用料が計上されて、コロナの関係で、こういうことになったのか、職員さんで休まざるを得なくなった方への対応とか、そこらへんは具体的にどんな状況なのか、ちょっと、違う方向での質問になっていたら、そこも併せて、現実、この関係で説明お願いしたいんですけど。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 賃金は、今、ご質問にございましたようにコロナの影響とか職員が減ったということではございません。

単純に当初予算に置いてございました賃金を精査した結果がこうなったということで、去年度、1年間におきまして、臨時6名、それから、責任者施設長1名という形で、きちっとした仕事していただいておりますので、先ほど、入でもおっしゃっていただいたとおり、歳入のほうは伸びてございます。

ただ、今回は、コロナの関係で、ちょっとまた、売り上げのほうは、あれしてきましたけれども、全体的には、コロナ以前は続けておったということでございまして、コロナの影響で賃金が減ったということではございません。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第5号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第5号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第5号は、原案のとおり承認されました。
続いて、日程第11、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて、令和元年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 4ページ、医療給付費分の103万4,000円と後期高齢者支援金分が75万6,000円、25節介護納付金分29万4,000円、順調ようにいっておるんですけど、件数としては何人ぐらいの方がいらっしゃったん。これ。

〔住民課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 住民課長。

住民課長（山田裕彦君） それぞれ、分けては把握はしておりませんが、滞納繰越分の人数につきましては、滞納の方が合計で130名いらっしゃるということでございます。

議長（石堂 基君） よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） いや 130 人滞納おるけれど、ここで、それだけ改善に向かって払ってくれた人は何ぼや言うておるんや。

〔住民課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 住民課長。

住民課長（山田裕彦君） 人数ということでございますけれど、正確に何人の方から徴収があったというようなことまでは、把握しておりません。

滞納繰越分の徴収の率で申し上げますと、決算見込みとしてまして、全体で国民健康保険税の滞納の徴収の見込みにつきましては、24.2%ということで、前年より数字が上がっておるということでございます。以上でございます。

議長（石堂 基君） ほかにありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 9 ページ、一般被保険者療養給付費、三角減額の 2,754 万 8,000 円、これ金額的に、ちょっと大きいように思うんやけど、これも実績見込みの精査の中の一環として入るんかいな。

〔住民課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 住民課長。

住民課長（山田裕彦君） 議員おっしゃいますように、かかりました医療費に基づきます実績によりまして、これだけ減額になったということでございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第 6 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第6号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第6号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第12、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 8ページ、居宅介護の1,258万8,000円。1つ飛んで、地域密着型の1,731万4,000円。1つ飛んで、施設介護2,004万2,000円。これらについても実績見込みで、金額的には、ちょっと大きいように思うんですけど、どんなんです。

〔「何の会計？と呼ぶ者あり」〕

8番（岡本義次君） 介護保険特別会計。

議長（石堂 基君） 今、後期…。

8番（岡本義次君） ほなごめん。

議長（石堂 基君） ただ今の質問は、撤回されますね。
ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第7号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第7号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第7号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第13、承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、令和元年度佐

用町介護保険特別会計補正予算（第５号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

８番（岡本義次君） すみませんでした。

この８ページ、今、言いましたように、居宅介護の分の１,258万８,000円。１つ飛んで、１,731万４,000円。１つ飛んで、施設介護２,004万２,000円。これらについても同じように実績見込みとしての金銭的なんでしょうか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 高年介護課長。

高年介護課長（長峰忠夫君） はい、お答をいたします。

議員おっしゃいますように、実績見込みということでございますけれども、これらの給付費につきましては、毎月月末に前月の介護事業所から利用実績があったものが、請求が、兵庫県の国保連合会のほうに行きます。それをもって町のほうに請求が来て支払うということでございますけれども、毎月それぞれの事業の合計で２億円近い請求が来てございまして、３月補正の時点で、見込みとして補正をさせていただいたんですけれども、それから以降の利用実績によって、差異が生じたということで、このたび専決補正でさせていただいております。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより承認第８号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第８号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第８号は、原案のとおり承認されました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後１時１５分とします。

午前 11 時 57 分 休憩

午後 01 時 12 分 再開

議長（石堂 基君） ご案内の時間より少し早いんですけども、全員おそろいなので、始めさせていただきますよろしいですか。

〔「はい」とよ呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） 休憩を解き、会議を再開します。

会議に差し当たり午前中の答弁において、税務課長のほうから訂正の申出がありましたので、許可します。

税務課長。

税務課長（大永和重君） 滞納処分作業委託料、それから、滞納処分鑑定評価委託料の内訳でございますけれども、確認ミスでございまして、滞納処分作業委託料につきましては、軽トラックの移動を予定しておりましたが、滞納者が本人で支所のほうに移動させたということで、結果的に、ここの費用は全く使わなかったということで、16 万 5,000 円、これ全額が減額となっております。

それから、この鑑定評価委託料につきましても、インターネットオークションの中で、同じような絵画があったということで、それを流用したと、最終的には、そういうことにしたということになりまして、ここも委託料はなしということで、47 万 9,000 円、全額を減額したということになっております。訂正させていただきます。

議長（石堂 基君） よろしいですね。

続いて、日程第 14、承認第 9 号、専決処分の承認を求めることについて、令和元年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（第 4 号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。これより承認第 9 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。承認第 9 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第 9 号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 15、承認第 10 号、専決処分の承認を求めることについて、令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 5 ページ、先だって、町長の説明もあったんですけど、917 万 3,000 円、工事請負金少なくなったんですけど、これについては、入札減かいな？設計委託料の上の 200 万円も併せて。

それから、4 ページに、光熱水費電気料が 791 万 5,000 円、これ少ない。修繕料も 846 万 5,000 円、これ少なくなっておるんですけど、これらについても、今後、こういうように少ない金額でいけるんかどうかも含めて、説明願います。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） 工事請負費なんですけれども、こちらも予定しておった工事について確認しまして、まだ、修繕工事をしなくてもいいということを判断しておりまして、それで、実績によって減額しております。

修繕費についても同様で、予測しておった機器について修繕が必要なかったということで、実績によって減額しております。

ただ、こちらの修繕、工事については、予測できない部分が多々ありますので、工事費については、同様に見させてもらって、年度末で精査させていただくというふうにさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 上の 4 ページの分はせんでもええようになったということで、分かるんですけど、下の 5 ページの分、工事請負金のこれ、これについては、入札の減かいな。金額は、その時。

上下水道課長（梶本周作君） こちらの管理費の工事費については、修繕にかかる機器とか取替えとか、そういった部分で、こちらについても入札減とかもありますし、それから、予測しておった機器が、そのまま従前使えたということで、予定していた工事がなかったという部分もありますので、それで減額させていただいております。

議長（石堂 基君） よろしいですか。

8 番（岡本義次君） はい。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件に対する討論を終結します。
これより承認第 10 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 10 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第 10 号は、原案のとおり承認されました。
続いて、日程第 16、承認第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、令和元年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）に対する質疑を行います。
質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 6 ページ、建設改良費の中で公共下水道事業実施設計委託料が 200 万円と、下の工事請負金 538 万 1,000 円、これらについて少なくなっておる。これについても、同様な見方でええんかな。そこらへんは、どんなん。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） こちらについても同様でして、予定しておった工事が必要でなくなったりとか、あと入札減による減額でございます。

議長（石堂 基君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第 11 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 11 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第 11 号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 17、承認第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、令和元年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 4 号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第 12 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 12 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第 12 号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 18、承認第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 5 号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第 13 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 13 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第 13 号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 19、承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、令和元年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 3 号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第 14 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 14 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第 14 号は、原案のとおり承認されました。
続いて、日程第 20、承認第 15 号、専決処分の承認を求めることについて、令和元年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第 15 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 15 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第 15 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 21. 承認第 16 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する条例（R 2.4.30 専決第 16 号））

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 21、承認第 16 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町税条例の一部を改正する条例を議題とします。
承認第 16 号について、当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第 16 号、佐用町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。
本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が本年 4 月 30 日に公布されたことに伴い、佐用町税条例の一部を改正するものでございます。

まず、新型コロナウイルスの感染症に係る法改正でございます。

詳細な 1 点目は、徴収の猶予制度の特例措置でございます。新型コロナウイルス感染症に影響を受けた令和 2 年 2 月 1 日以降の収入に相当の減少があり納税することが困難である事業者等に対して、無担保かつ延滞金無しで 1 年間徴収を猶予できる特例を設けたものでございます。

2 点目は、先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の特例措置でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業者等を支援する観点から、その適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えております。

3 点目は、軽自動車税環境性能割の税率を 1 % 軽減する特例措置の適用期間を 6 カ月延長し令和 3 年 3 月 31 日まで取得したものを対象とする改正でございます。

4 点目は住宅ローン減税の適用要件の弾力化についてでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により入居期限に遅れた場合でも、一定の期日までに住宅取得契約を行っている等の要件を満たしていれば特例措置の対象となるという改正でございます。

以上が主な改正点でございます。

ご承認を賜りますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

なお、この本案件については、本日即決とします。

これから承認第 16 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 今、町長が説明ありましたんですけど、昨年の分の税金の申告と、今年落ち込んだ、そういうやつについての対象なんかについては、どのようにしていくんですか。

〔税務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 税務課長。

税務課長（大永和重君） 昨年の申告と、今年度の収入というのは比較ができませんので、2 月 1 日以降からの月々の収入、所得、それを出しまして、昨年の同じ時期、2 月、3 月の月額収入から比較をして、相当な減額というふうな表現がされておりますが、おおむね 20% の減額があったものに対して、徴収猶予等を行うというふうな形でやっております。

議長（石堂 基君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより承認第 16 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第 16 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第 16 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 22. 承認第 17 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町手数料条例の一部を改正する条例（R2.5.14 専決第 17 号））

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 22、承認第 17 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。
承認第 17 号について、当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第 17 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、住民基本台帳法の改正に伴い、住民票の除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しの交付が制度化されたことにより文言を付け加えたこと、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正に伴い通知カードが廃止されるため、通知カードの再発行手数料の規定を削除するものでございます。

マイナンバー法の改正により、通知カードが廃止される日につきまして、施行日が未定でございましたが、令和 2 年 5 月 7 日政令第 163 号により、5 月 25 日から施行されることとなりました。

本条例改正については、法改正と同日施行する必要があるため、5 月 14 日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これから承認第 17 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 国のほうでも個人番号を義務化して、全部と連携するような言い方をしておりますけれど、このたび佐用で、個人番号の登録をされた方が数は何ぼぐらいありました。そして、全体としては、何%の方が取得しておるんでしょうか。そこらへん、分かりますか。

〔住民課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 住民課長。

住民課長（山田裕彦君） マイナンバーの現在の申請者の数でございますけれども、約 3,500 人になっております。

5 月に入りましてから申請件数が相当増えております。ですから、率にしましたら、20%を超える申請が現状ではあるということでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） それと、このカードを使って、IT のんで、何か、いろいろトラブル
いうか、うまいこと進まなかったと言われてはいますが、そこらへんについては、どんな原因があったんでしょうか。

議長（石堂 基君） 分かります？

住民課長（山田裕彦君） 給付金の関係でしょうか。

8 番（岡本義次君） えっ？

住民課長（山田裕彦君） 給付金の関係で？

8 番（岡本義次君） そうそう、今のコロナの金のね。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（藤木 卓君） 本議案になっておりますのは、マイナンバーを取得する前の通知カードということなんでございますが、マイナンバーを使った特別定額給付金 1 人 10 万円の分ですね。それで、問題になったというのが、あらかじめ私もやってみたんですが、申請をやっていって、最後にパスワードを入れるようになるんです。それで、そのパスワードというのは、自分がマイナンバーカードを窓口に取りに行った時に設定するようになっておまして、それを紙に書くようにはなっておるんですが、その紙をなくしたとか、忘れたとかになると、もうそこまで入れたデータが全てペアになるということでございますので、一番多かったトラブルは、そういったことではなかったかと、このように思っております。以上でございます。

議長（石堂 基君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第 17 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 17 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第 17 号は、原案のとおり承認されました。

お諮りします。ここで説明職員の入退場がありますので、併せて休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） 異議なしと認めます。
ただ今から休憩を取り、再開を 1 時 45 分とします。

午後 0 1 時 3 3 分 休憩

午後 0 1 時 3 9 分 再開

議長（石堂 基君） ご案内の時間より少し早いんですが、おそろいのようなので再開をさせていただきますと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第 23. 議案第 64 号 財産の取得について（6.8 立米級回転板式パッカー車 2 台）

日程第 24. 議案第 65 号 財産の取得について（3 t 積級ローダーダンプ車 1 台）

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 23 に入ります。
日程第 23 及び日程第 24 については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 23、議案第 64 号、財産の取得について、6.8 立米級回転板式パッカー車 2 台及び、日程第 24、議案第 65 号、財産の取得について、3 トン積級ローダーダンプ車 1 台を一括議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、一括上程をいただきました議案第 64 号及び議案第 65 号の

財産の取得につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回、上程しております財産の取得2件は、佐用クリーンセンターに配備をしております収集用車両を更新するものでございます。

まず、議案第64号につきましては、6.8立米級回転板式パッカー車2台を購入するものでございます。

購入に当たっては、4社に見積りを依頼し、1社が辞退したため、3社から見積書を徴収し、5月15日に開札した結果、契約金額1,623万6,000円。うち消費税額147万6,000円ですが、姫路市花田町一本松字牛塚17、三菱ふそうトラック・バス株式会社近畿ふそう姫路支店、支店長、土肥正裕（どひ まさひろ）氏に落札決定をいたしました。

次に、議案第65号につきましては、3トン積級ローダーダンプ車1台を購入するものでございます。

購入に当たっては、2社に見積りを依頼、1社が辞退したため、1社から見積書の徴収となり、5月15日に開札した結果、契約金額792万円。うち消費税額72万円、姫路市木場前七反町12、いすゞ自動車近畿株式会社兵庫支社姫路支店支店長、篠田達也（しのだ たつや）に落札決定をいたしました。

以上、2件につきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております議案第64号及び議案第65号については、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行います。

それでは、日程第23、議案第64号、財産の取得について（6.8立米級回転板式パッカー車2台）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 64号と65号、一緒に質問をいたします。これ何%で落ちたんかいのが1点と、それから、佐用の6.8回転パッカー車を、現在、何台持っておるんでしょうか。そして、この取替取換えしようとするのは、使う頻度によっても耐用年数が違ってくるとは思うんですけど、これ何年ぐらい持って交換しようとしたんですか。この件について、お尋ねします。

〔住民課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 住民課長。

住民課長（山田裕彦君） まず、落札率でございますけれども、64号のパッカー車、こちらにつきましては、町のほうで、あらかじめ設定をしておりました予定価格に対しまして78.9%でございます。

ローダーダンプ車。

議長（石堂 基君） 課長、65号については、後ほど上程されるので。

住民課長（山田裕彦君） …です。

それから、パッカー車の現有、保有台数でございますけれども、大きさは別にしまして、現在、クリーンセンターでは5台保有をしております。

今回、2台を更新するということでございまして、その2台につきましては、それぞれ購入年次が1台は平成19年11月8日。もう1台が平成21年12月12日というふうになってございます。以上でございます。

議長（石堂 基君） よろしいですか。

8番（岡本義次君） 65号をお願いします。

議長（石堂 基君） 65号の質疑は、後ほど、また、時間を設けますので、その時に願います。

ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第64号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第64号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第24、議案第65号、財産の取得について、3トン積級ローダーダンプ車1台に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 64号でお尋ねしたと一緒です。お願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 住民課長。

住民課長（山田裕彦君） まず、落札率でございますけれども、こちらにつきましては、93.5%でございます。

現在、クリーンセンターに所有をしております、こういった類似といたしますか、ダンプにつきましては4台ございます。今回、1台更新しますので、今回、廃棄といたしますか、下取りに出しますダンプにつきましては、平成17年の8月17日に購入をしておる分でございます。以上でございます。

議長（石堂 基君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第65号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第65号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

日程第25. 議案第66号 佐用町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第25、議案第66号、佐用町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第66号、佐用町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

このたびの改正は、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業を対象として特例として支給されるものでございます。

想定といたしましては、町が運営する宿泊施設及び高齢者福祉施設等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合において、職員には住民等の健康管理、生活支援、搬送といった対応が求められ、感染のリスクに加え厳しい勤務環境の中で、平常時には想定されない業務に当たることとなります。その業務の特殊性を鑑み、感染症防疫作業手当を支給するための改正でございます。

手当の額でございますが、新型コロナウイルス感染症が発生した施設内で調理、衣類等の洗濯、清掃作業等に従事した場合に1日3,000円とし、介護支援、生活支援など住民と直接接触するような作業に従事した場合は1日4,000円を支給するというものでございます。

ご承認を賜りますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 今、説明ありましたんですけど、3,000 円から 4,000 円ということで、その当分の…この時間帯ですね、長時間にわたり接して行う作業や町長がそれに準ずると認めるということで、その時間というのは、どんなんでしょうか。1 日当たり 7 時間 50 分ということで、それらを超えた分という解釈でいいんですか。そこらへん、どんなんでしょう。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（藤木 卓君） お答えいたします。
長時間にわたりと言いますのは、当然、手当の額は 1 日当たり 3,000 円、または 4,000 円でございますが、皆さんもクルーズ船でご承知のとおり、あぁいったことになると、相当長期にわたって支援が必要になる場合があります。そういった場合の長期という意味でございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（石堂 基君） よろしいですか。

8 番（岡本義次君） はい。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 66 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 66 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 66 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 26. 議案第 67 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 26、議案第 67 号、佐用町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵迩町長。

〔町長 庵迩典章君 登壇〕

町長（庵迩典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 67 号、佐用町税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が本年 3 月 31 日に公布され、順次施行されることに伴い、佐用町税条例等の一部を改正するものでございます。

今回の改正点は、「未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し」に係る改正でございます。

全てのひとり親家庭の子供に対して公平な税制を実現する観点から「離婚歴の有無による不公平」と「男性ひとり親と女性ひとり親の間の不公平」を同時に解消する観点から措置を講じたものです。

詳細につきましては 1 点目といたしましては、「未婚のひとり親に寡婦（寡夫）控除を適用」する改正で控除額は 30 万円とし、摘要する条件は、死別・離別と同様となるものでございます。

2 点目といたしましては、「寡婦（寡夫）控除の見直し」として改正されるもので「寡婦に寡夫と同じ所得制限を設ける」とことと、「住民票の続柄に「夫」「妻」の記載がある場合は対象外とする」とすること及び「子あり寡夫の控除現行 26 万円を子あり寡婦の控除額 30 万円と同額とする」というものでございます。

次に、たばこ税の課税標準の改正でございますが、軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しでございます。軽量葉巻たばこを国産たばこ税と同様に 1 本を紙巻たばこ 1 本に換算する方法への改正でございます。

法人税の改正では、企業グループ全体を 1 つの納税単位とし、一体として計算した法人町民税を申告する現行制度に代えて各法人が個別に税の計算を行う個別申告方式に改正をされたため不要となった条の削除でございます。

ご承認を賜りいただきますように、お願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

ここで傍聴者の方にお知らせをします。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますよう、よろしくお願いします。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第 67 号については、総務常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。

議案第 67 号について、質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 私、総務委員会に入っていないので、ちょっと、お尋ねしますけれ

ど、今、町長の説明もありましたけれど、ひとり親ということで、離婚された方もあろうし、事故死とか病気で亡くなったということで、それぞれお母さん、お父さんの、それらの数については、総数、それぞれ何人いらっしゃるのかというんは、もうちゃんとつかんでおりますか。

〔税務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 税務課長。

税務課長（大永和重君） 今回の改正による、ひとり親というものについては、今までは税の対象になったものが含まれていないという部分があります。

現在、寡婦（寡夫）控除で所得の控除を受けておる人については 571 件ございます。そのうちで、夫である寡夫のほうで 24 名です。

今回の改正で含まれる、ひとり親については、申告をしないと分からないというところがありまして、福祉のほうで児童扶養手当を受給しておるひとり親について調査したところ、約 110 人ほどございます。ただ、そのうちで、男性のひとり親は 2 人ということなので、おそらくこの分が来年については増えてくるだろうなというふうな予測をしているところでございます。

議長（石堂 基君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 67 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 67 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 27. 議案第 68 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 27、議案第 68 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵辻町長。

〔町長 庵辻典章君 登壇〕

町長（庵辻典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 68 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

福祉医療の低所得者判定は、自立支援医療制度を準用し、市町村民税非課税かつ年金収入 80 万円以下もしくは年金収入を加えた合計所得 80 万円以下としてきたところでございます。

今回の改正は、公的年金等の支給を受ける方の公的年金の一部が所得に重複計上されることを防ぐ趣旨から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行

令が一部改正され、自立支援医療制度の基準について、令和２年７月１日施行で合計所得から公的年金等の所得が控除されることとなり、兵庫県の福祉医療に係る要綱についても、同様の改正が行われることとなっております。

福祉医療費助成条例における低所得者の定義は、県の要綱に合わせているため、本条例を改正をするものでございます。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 68 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 68 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 68 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 28. 議案第 69 号 佐用町立老人福祉施設条例の一部を改正する条例について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 28、議案第 69 号、佐用町立老人福祉施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 69 号、佐用町立老人福祉施設条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、現在、建設中の養護老人ホーム佐用朝霧園移転改築工事により、現在の条例で規定しております施設の位置が完成後は、平福地域から佐用町林崎 662 番地 8 へ変更となりますので、それを改めるものでございます。

また、合わせまして、佐用朝霧園の管理につきまして、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき指定管理者に行わせることができる旨を追加して規定をするものでございます。

現在、新施設の建設工事は、ほぼ予定どおり進捗をいたしておりますが、外構工事の最

終の仕上げなどにより、当初の予定より 10 日程度工期が延びる見込みでございます。

工事完了後には、介護ベッドや事務備品などを施設内に配置し、その後に、8 月中に引越しや入所者の移動を行うことといたしております。

なお、指定管理につきましては、社会福祉協議会への委託を検討しておりますが、新施設開設後すぐに指定管理へ移行することにつきましては、まだ調整ができておりませんので、令和 3 年 4 月に移行することをめどとして、事務事業内容などにつきまして、今年度中に調整をしていきたいと考えておりますので、今回、規定を追加するものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第 69 号については、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。

議案第 69 号について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 69 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 69 号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 29. 議案第 70 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 29、議案第 70 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 70 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行令の一部を改正する政令が令和 2 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、低所得者の介護保険料を軽減するものでございます。

これには、国の地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、低所得者の介護保険料の軽減強化を行う仕組みが設けられ、平成 27 年 4 月から既に、特に所得の低い第 1 段階に該当する方を対象に実施をされております。また、昨年 10 月に実施された消費税率 10% への税率改正に伴い、令和元年度、令和 2 年度の 2 カ年にわたり軽減することが決定をされて、令和元年度は、第 1 段階から第 3 段階に該当する方を対象に、軽減強化の完全実施までの 2 分の

1に相当する額が減額されたところでございます。

今回の改正は、軽減強化策の最終年として令和2年4月以降の介護保険料について、さらに軽減を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、非課税世帯の介護保険料を減額するもので、区分第1段階では、現行、年額3万1,050円を改正後2万4,840円に、第2段階では、現行、年額4万986円を改正後3万636円に、第3段階では、現行、年額6万30円を改正後5万7,960円に、それぞれ改めるものでございます。

この改正額につきましては、今回の介護保険法施行令の一部改正により、保険料率の算定に関する減額賦課の割合基準が規定をされており、その定める割合に基づき軽減をするものでございます。

この改正により、令和2年度において約1,900人の被保険者の保険料、約2,600万円が減額となる見込みでございますが、この減少部分につきましては、介護保険料軽減調整負担金として、国庫負担金が軽減額の2分の1、県負担金が4分の1、それぞれ負担金として財源充当されることとなっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご承認賜りますように、お願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 今、町長の説明がありましたけれど、減額賦課として1,900人の人が2,600万円、国が2分の1と県が4分の1、これらについては、こういう格好の中で、まだ、このままずっとやっていくということで、これほな、また、その時によって、人のいわゆる受ける人が多いなったり少なくなったりということについても関係なしに、これでいくということでいいんでしょうか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 高年介護課長。

高年介護課長（長峰忠夫君） はい、お答をいたします。

今回の改正ということでございますけれども、この改正につきましては、介護保険法の第124条の2という規定がございまして、低所得者の方の保険料を軽減する。その場合に、先ほど、町長が説明されましたように、国2分の1、県4分の1の負担を介護保険特別会計のほうに入れるという規定がございまして、その規定につきましては、現在、第7期の介護保険計画で運用をしておりますが、この7期だけでなく、今後、8期についても運用をされるということでございますが、ただ、介護保険の負担の割合、今、65歳以上第1号被保険者の負担割合が23%ということになってございますが、その割合でございますとか、あとそれぞれ前年の所得によって、第1段階、第2段階、第3段階という位置づけをしておりますけれども、その人数につきましては、そういった所得の関係によりまして、減少、

増加等がございます。そういった部分でございますので、この制度につきましては、今後
も続くということで、ご理解のほうをお願いします。

議長（石堂 基君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 70 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 70 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 70 号は、原案のとおり可決されま
した。

日程第 30. 議案第 71 号 佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例について

日程第 31. 議案第 72 号 佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 30 に入ります。
日程第 30 及び日程第 31 については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。
よって、日程第 30、議案第 71 号、佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例について及び、日程第 31、議案第 72 号、佐用町特
定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例についてを一括議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました議案第 71 号、佐用町
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議
案第 72 号、佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 71 号、佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の
一部を改正する厚生労働省令が施行をされましたので、国の基準省令に準じて制定してい

る町条例の改正を行うものであります。

今回の改正は、家庭的保育事業者等による保育の提供終了時に、保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供される時には、保育園等の連携施設の確保を不要とすることを追加。また、居宅訪問型保育事業者が保育を提供する保護者について、対象範囲を拡大するものでございます。

次に、議案第 72 号、佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてのご説明を申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されましたので、国の基準に準じて制定している町条例の改正を行うものでございます。

今回の改正は、先ほどの議案第 71 号と同様に、特定地域型保育事業者による保育の提供終了時に、保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるときは、保育園等の連携施設の確保を不要とすることを追加するものでございます。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げて、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております議案第 71 号及び議案第 72 号については、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行います。

それでは、日程第 30、議案第 71 号、佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 今、町長の説明がありましたけれど、いわゆる働きに行っておる人が、小さな乳児がおる場合、手がかかって働くことも不可能になるということで、家庭保育ということで、いい制度をしていただいとうですけれど、これらについては、昼夜関係なしに、自分が働く時間によって行くことを伝えれば、それを家庭まで来て、そのように対処してくれるんでしょうか。そこらへんについては、どんなんでしょう。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） 家庭的保育事業でございますけれども、現在、佐用町におきましては、こういう事業者はございません。

条例で、今後、そういう事業者が参入された時のために、条例として制定しておるんですけれども、先ほどおっしゃいました家庭的保育事業ということで、これは家庭のほうに来ていただく保育ではなくって、保育者の家庭に子供さんを連れてきていただいて、その保育者の家庭で保育する事業でございます。

時間については、ちょっと、すみません。何時までかというのは、ちょっと、私のほう

今のところ資料を持っておらないので分からないんですけども、そういった形で保育者の家庭で保育をするというものでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） そこへ連れていくということやね。そして、その人数については、1 人、2 人おるとかいうのも、そういうようななんも関係なしに、1 人でも 2 人でも連れていくことができるというふうに解釈していいんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） 家庭的保育事業につきましては、利用定員が 5 人以下というのが決まっております。また、年齢がゼロ歳から 2 歳、3 歳未満のお子様を対象になりますので、3 歳以上につきましては、基本的には幼稚園ですとか保育園のほうに入所していただくということでございます。

8 番（岡本義次君） 分かりました。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 71 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 71 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 71 号は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 31、議案第 72 号、佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 72 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 72 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 72 号は、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第 32. 議案第 73 号 令和 2 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 33. 議案第 74 号 令和 2 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 34. 議案第 75 号 令和 2 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 35. 議案第 76 号 令和 2 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 32 に入ります。
日程第 32 から日程第 35 については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） 異議なしと認めます。よって、日程第 32、議案第 73 号、令和 2 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）についてから、日程第 35、議案第 76 号、令和 2 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）を一括議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 73 号から議案第 76 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。
まず、議案第 73 号、佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）からご説明をいたします。
今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3 億 231 万円を追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 149 億 8,602 万 7,000 円に改めるものでございます。
まず、歳入からご説明をいたします。
使用料及び手数料につきましては、使用料 28 万 6,000 円の減額でございます。コミュニティプラント施設使用料を減額いたしております。
国庫支出金につきましては、1 億 7,150 万 5,000 円の増額でございます。国庫負担金 455 万円、国庫補助金 1 億 6,695 万 5,000 円を計上いたしております。国庫補助金の主な内訳は、地方創生臨時交付金 9,835 万 5,000 円、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 3,600 万円、公立学校情報機器整備費補助金 3,260 万円でございます。
県支出金につきましては、247 万 5,000 円の増額。県負担金 227 万 5,000 円、県委託金

20 万円を計上いたしております。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を 9,621 万 6,000 円増額をいたしております。

町債につきましては、3,240 万円の増額。学校教育施設等整備事業債を増額をしているものでございます。

次に、歳出についてのご説明をいたします。

総務費につきましては、2 億 1,823 万 1,000 円の増額でございます。うち、総務管理費は 2 億 1,011 万 9,000 円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策として国から交付をされる地方創生臨時交付金を活用した諸事業でございます。同事業につきましては、5 月の全員協議会でご説明をさせていただいたとおり、主なものといたしましては、避難所や学校にマスクや消毒液などを備蓄するため、消耗品費 309 万円。オンライン学習などに対応した小中学校の通信環境を整えるため、通信ネットワーク整備委託料 7,200 万円。小中学校の児童・生徒に 1 人 1 台タブレット端末を整備したり、消防署員の感染拡大防止策として仮眠室を個室化するため、備品費 7,423 万 9,000 円。小中学生、高校生、大学生などを養育するひとり親で低所得者のかたを支援するため、ひとり親家庭へ臨時給付金 950 万円。自粛や休業要請などで影響を受けた地域経済を下支えするため、プレミアム付き商品券事業補助金 2,000 万円。感染症拡大により影響を受けた中小事業者に対し、下水道使用料のうち、基本料金以外に店舗面積などを基に算定した人数に応じて支払う人数割料金を減免するため、特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金 1,539 万円、生活排水処理事業特別会計繰出金 184 万 2,000 円を計上いたしております。徴税費につきましては 811 万 2,000 円。住宅用地特例適用漏れに伴う還付金を計上いたしております。

民生費につきましては、1,009 万 8,000 円の増額で、うち、社会福祉総務費は 64 万 8000 万円の増額で、住宅用地特例適用漏れに関連し、国民健康保険税を算定する資産割分を還付するため、国民健康保険特別会計に繰り出しをいたします。障害者福祉費につきましては 910 万円の増額。自立支援医療に係る経費を増額いたしております。南光地域福祉センター運営費につきましては 35 万円の増額で、これは、センター内にあるレストランの製氷機を更新いたします。児童福祉費については、令和 2 年 5 月の臨時議会で承認をされました児童手当の受給世帯へ 1 万円を上乗せする子育て世帯臨時特別給付金につきまして、実施要綱の解釈の違いから、本来給付金として計上するところを児童手当として計上いたしておりましたので、児童手当 1,650 万円を皆減して、子育て世帯への臨時特別給付金として同額を計上をいたしております。

下水道費につきましては、財源変更となります。先ほど、総務管理費の地方創生臨時交付金事業でご説明をいたしましたとおり、中小事業者に対しまして減免する下水道使用料のうち、コミュニティプラント施設使用料の減免分を地方創生臨時交付金に充当するものでございます。

農林水産業費は、5,500 万円の増額で、令和 2 年度、3 年度にわたり実施するリモートセンシングを活用した森林資源活用事業のうち、航空レーザーによる測量委託料を計上いたしております。なお、後ほどご説明をいたしますが、債務負担行為として、期間を令和 3 年度、限度額を 6,000 万円に設定して、2 カ年度で委託料 1 億 1,500 万円の予算としているものでございます。

商工費は、1,878 万円の増額でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した道の駅宿場町ひらふくの経営を支援するために、指定管理委託料 1,500 万円を計上いたしております。

教育費につきましては、20 万 1,000 円の増額でございます。英語教育を行う教師の研修などに係る費用を計上いたしております。

次に、債務負担行為補正についてのご説明をいたします。

予算書 3 ページをご覧ください。

リモートセンシング技術による森林資源活用事業におきまして、令和 2 年度に航空レーザー測量を行うにあたり、空撮できる時期に限りがあり、十分に工期が取れないことから、令和 2 年度及び令和 3 年度にわたり一括で発注するため、令和 3 年度の限度額を 6,000 万円と設定しているものでございます。

最後は、地方債の補正となりますが、義務教育施設整備事業については、遠隔授業などに対応するため小中学校の通信ネットワーク機能を強化するため、当補正で計上いたしております通信ネットワーク整備委託料 7,200 万円に対しての財源、学校教育施設等整備事業債を限度額として設定をいたしております。

以上、佐用町一般会計補正予算案の提案の説明とさせていただきましたが、それぞれ、ご審議いただき、ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

失礼しました。

次に、特別会計です。

議案第 74 号、令和 2 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 64 万 9,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 20 億 3,223 万 5,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

県支出金は、1,000 円の増額で、内訳は、特別交付金の増額でございます。

歳出におきまして補正予算を計上いたしております傷病手当金の財源として計上いたしております。

繰入金につきましては、64 万 8,000 円を増額計上しております。

次に、歳出についてご説明をさせていただきます。

保険給付費は、1,000 円の増額で、傷病手当金でございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金で、64 万 8,000 円の増額であります。内訳といたしましては、一般被保険者保険税還付金 54 万円、退職被保険者等保険税還付金 1 万 9,000 円、一般被保険者保険税還付加算金 8 万 3,000 円、退職被保険者等保険税還付加算金 6,000 円となります。いずれも固定資産税におきます住宅用地にかかる課税標準の特例の適用誤りによる資産割額の更正による還付でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算案の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 75 号、令和 2 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた町内の商工業者への経済的な支援をするため、下水道使用料の減免措置を講ずるためのものでございます。

補正予算の中身でございますが、歳入歳出予算の総額 13 億 45 万 9,000 円には変更はございません。

まず、歳入から説明をいたしますが、使用料及び手数料につきましては、1,539 万円の減額で、公共下水道施設使用料の減免見込額でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 1,539 万円の増額で、減免見込みに相当額を計上するものでございます。

歳出につきましては増減はございません。

以上で、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 76 号、令和 2 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案につしまし

て、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた町内の商工業者等への経済的な支援をするために、下水道使用料の減免措置を講ずるためのものです。

補正予算の中身でございますが、歳入歳出予算の総額 4 億 4,037 万 7,000 円に変更はございません。

まず、歳入でございますが、使用料及び手数料につきまして、184 万 2,000 円の減額で、浄化槽使用料 49 万 8,000 円、農業集落排水施設使用料 134 万 4,000 円の減免見込額でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 184 万 2,000 円の増額で、減免見込みに相当する額を計上させていただいております。

歳出については、増減はございません。

以上で、佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

一般会計から、それぞれ特別会計補正予算につきまして説明をさせていただきましたが、それぞれご審議をいただきまして、ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております議案第 73 号から議案第 76 号については、6 月 9 日の本会議で質疑、討論、採決を予定していますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第 36. 請願第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書採択の請願について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 36 に入ります。

今期定例会に請願 1 件を受理しております。

請願第 1 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書採択の請願については、会議規則第 87 条第 2 項の規定により委員会付託を省略して直ちに審議に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。

それでは、請願第 1 号を議題とします。

請願について紹介議員の説明を求めます。10 番、山本幹雄議員。

〔10 番 山本幹雄君 登壇〕

10 番（山本幹雄君） 請願趣旨、新型コロナウイルス感染症対策として 3 月には突然の全

国一斉臨時休業の要請、それ以降も緊急事態宣言が公示され、未だ先行きが見通せない中、学校現場では学びと育ちの保障や心のケア、感染症対策などに取り組んでいます。

学校現場では、今回の長期臨時休業への対応がなかった場合においても、新学習指導要領の全面実施に加え、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況になっています。加えて、今後、学校再開をむかえる現場では、文科省が示している3密対策を講じ、学級を複数のグループに分けた上で教育活動を行うことなどが求められています。終息が見通せない状況が続く中、少人数学級の着実な推進は必要不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、2021年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。

記、1、子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。具体的には新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況が続く中、新学習指導要領の全面実施もふまえ、少人数学級の着実な推進をはかること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるために、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

となっております。よろしくお願いいたします。

議長（石堂 基君） 本請願に対する紹介議員の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本請願に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本請願についての討論を終結します。

これより請願第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

請願第1号について、採択することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、請願第1号は、採択することに決定しました。

〔山本君「議長、動議提出します」と呼ぶ〕

議長（石堂 基君） 山本議員より動議の提出がありました。

10 番（山本幹雄君） 先ほど請願が採択されましたので、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書（案）を、本日の日程に追加されることをお願いいたします。

議長（石堂 基君） ただ今、山本幹雄議員から、意見書案を日程に追加して議題とすることの動議が提出されました。賛成者は、ありますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） この動議は、賛成者がいますので、成立しました。
暫時休憩します。

午後 0 2 時 3 8 分 休憩

午後 0 2 時 3 9 分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き、会議を再開します。
山本幹雄議員から、お手元に配付しましたとおり、意見書案が文書で提出されました。
お諮りします。意見書案についての動議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

追加日程第 1．発議第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための、
2021 年度政府予算に係る意見書（案）

議長（石堂 基君） それでは追加日程第 1、発議第 2 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書（案）を議題とします。
この際、お諮りします。本件は請願第 1 号の採択にともなう意見書の提出でありますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。
これより発議第 2 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
発議第 2 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、発議第 2 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 37. 委員会付託について

議長（石堂 基君） 続いて、程第 37 に移ります。
日程第 37 は、委員会付託についてであります。
ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後 0 2 時 4 1 分 休憩

午後 0 2 時 4 3 分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き会議を続行します。
ここで、お諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

議長（石堂 基君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。
お諮りします。明日 6 月 3 日は、本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。
なお、次の本会議は 6 月 4 日、木曜日午前 10 時から再開し、一般質問を行いますので、ご承知おきくださるようお願いします。
本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

午後 0 2 時 4 4 分 散会
